

第1部 はじめに

第1部では、本市の概要をはじめ、阪神・淡路大震災による被害の状況や、震災直後の救助活動から応急仮設住宅の建設まで、市が取り組んだ災害応急対策について記載している。

1章	西宮市の概要	1
2章	被災の状況等	3
3章	人口	6
4章	災害対策体制	11
5章	市議会の活動	18
6章	災害応急対策	23

1章 西宮市の概要

1. 沿革

本市は、古くは西宮神社の門前町として、さらには西国街道と中国街道が交差する宿場町として栄えた。江戸時代には「宮水」の発見により酒造業が盛んとなり、西宮・今津港という立地条件にも恵まれ、“灘の生一本”の生産地として全国に知られるようになった。明治以降、良好な自然環境に加え、国鉄、阪神、阪急などの鉄軌道の整備を契機として、住宅地として発展するとともに、良好な教育環境を求めて大学が移転してくるなど、住宅都市、文教都市としての性格を特徴づける基礎がつけられた。

一方、産業の面においては、酒造業を中心に食料品、製瓶、紡績の軽工業、さらには機械、鉄鋼、化学などの重工業も発達し、昭和30年代には阪神工業地帯の一角を担うまでの工業地帯を形成することとなった。

この間、本市の母体である西宮町は、大正14年4月に市制を施行し、以後周辺の町村との合併や、さらには昭和40年代から始まる臨海部の埋め立て等により市域を拡大し、現在の面積は100.18km²となっている。これに伴い、人口も大正14年の約3万4千人から、市域の拡大とともに順調に増加し、昭和50年（1975年）には40万人を超え、全国でも有数の規模の都市に成長した。

このような発展過程の中で、昭和38年（1963年）に、全国で最初に「文教住宅都市」宣言を行い、良好な住宅地と恵まれた教育環境を生かしたまちづくりを進めることを明らかにした。昭和46年には、「西宮市総合計画」を策定。その後、昭和61年には、“活力とうるおいのある文教住宅都市”の建設をめざす「西宮市新総合計画」を策定し、このまちづくりの基本目標の実現に向けて、着実に発展を続けてきた。

2. 地勢

（1）地形

本市は、兵庫県の南東部にあり、大阪、神戸両市の中間に位置している。市域の東は武庫川下流で尼崎市に、西は芦屋市に、北は六甲山地北部で神戸市、仁川および武庫川中流で宝塚市にそれぞれ接し、南は大阪湾に面している。市域は、南北19.2km、東西14.2kmにわたり、ひょうたん型に展開しており、その中央部を東六甲山系に属する山地が東西に横断している。全体として、海拔0mから900mにいたる起伏と変化にとんだ地形を生み、自然の緑とあいまって美しい景観をつくり出している。

東六甲山系から市北部の北摂山系に広がる山地は、市域総面積の70%余りを占め、瀬戸内海国立公園六甲山地区の一部を含む豊かな自然に恵まれた地域である。

（2）地質

地質系統は、中世代の六甲花崗岩及び石英粗面岩類の古い系統と、新生代における神戸層群、大阪層群、段丘れき層及び沖積層といった比較的新しい系統の2つに大きくわけることができる。

太多田川から北部一帯は主として石英粗面岩類からなり、山口町と塩瀬町の一部では泥岩、砂岩、れき岩からなる神戸層群で覆われており、この層群において集落の形成がみられる。

東六甲山系に属する山地においては、表層は凝固度の弱いれき、砂、粘土からなる洪積層（大阪層群、段丘れき層）に覆われており、南部の市街地は、花崗岩の風化作用と河川の侵食作用によって、六甲山地の土砂が多量に下流に運ばれ、たい積してできた沖積層のデルタの上に形成されている。

また、兵庫県南部地震発生時には、野島断層が活動したことが判明しているが、市域内には、甲陽断層や芦屋断層、六甲断層など、いくつかの活断層の存在が明らかになっている。

2章 被災の状況等

1節 地震の概要

平成7年1月17日未明に阪神・淡路地域を襲った「兵庫県南部地震」は、日本で初めての近代的な都市における直下型地震であり、大きな破壊力をもって、未曾有の災害をもたらした。気象庁はこの地震を「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」と命名した。さらに政府は、今回の災害の規模の大きさに加え、今後の復旧・復興施策の推進の際に統一的な仮称が必要となると考えられることから災害名を「阪神・淡路大震災」と呼称することを平成7年2月14日に閣議口頭了解した。

・発生日時	平成7年1月17日（火）午前5時46分
・震源	淡路島北部（北緯34度36分 東経135度02分）
・震源の深さ	16km
・規模	マグニチュード7.2
・震度	震度7（激震）
・特徴	横揺れと縦揺れが同時に発生
・被害状況（平成12年12月27日消防庁調べ）	
死亡者	6,432人
行方不明	3人
負傷者	43,792人
全壊家屋（全焼を含む）	111,054棟
半壊家屋（半焼を含む）	144,343棟

道路、鉄道、港湾等の都市基盤施設や電気、電話、ガス、上水道等のライフライン施設や多くの商業施設等や産業にも広範囲にわたって、壊滅的な被害を受けた。この被害規模は、大正12年（1923年）の関東大震災に次ぐ地震被害となった。

2 節 西宮市内の被災状況

1. 市民生活の被害

- (1) 犠牲者
- ・死亡者 1,146人（震災関連死及び市外で死亡した市民12名を含む）
 - ・負傷者 6,386人
 - ・高齢者（60歳以上）が、死亡者の約54%を占める
- (2) 被災世帯
- ・全壊（全焼を含む） 34,136世帯
 - ・半壊（半焼を含む） 27,102世帯
 - ・震災時、世帯数の約40%が大きな被害
- (3) 避難者等
- ・ピーク時
 - 避難所数 194カ所（平成7.1.20）
 - 避難者数 44,351人（平成7.1.19）
 - ・平成7年9月末で避難所解消
- (4) 火災による焼損 火災件数41件（震災当日に34件発生）
- ・全焼 50棟
 - ・半焼 6棟
 - ・部分焼 18棟
 - ・ほや 16棟
 - ・延べ焼損面積 7,649㎡

2. 都市施設の被害

- (1) 公共施設の被害（主なもの）
- ・市役所 6～8階損傷著しく使用不能
 - ・市民施設 市民会館、勤労会館、市民館などが大きな被害を受けた
 - ・中央病院 建物一部損壊、設備損傷
 - ・学校園 小42校、中19校、高3校、養護1校、幼22園が被災
 - ・体育館等 中央体育館、スポーツセンター、夙川公民館等の破損、損壊
 - ・ホール アミティホール、フレンテホールが使用不能
- (2) 交通ネットワークの被害
- ①道路
- ア. 幹線道路
- ・国道171号：門戸高架橋の落橋により通行止（平成7.11.28一部開通、平成7.12.28全面開通）
 - ・国道2号・43号・176号、中国自動車道の一部損壊
 - ・名神高速道路：落橋その他橋脚部の被害により通行止（平成7.7.29全面開通）
 - ・阪神高速道路3号神戸線：落橋2カ所により通行止（平成8.9.30全面開通）
 - ・阪神高速道路5号湾岸線：落橋1カ所により通行止（平成7.4.29全面開通）
 - ・西宮北有料道路（盤滝トンネル）：2カ所の崩落等により通行止（平成7.3.1全面開通）
- イ. 一般道路・橋梁
- ・市道：156kmで路面沈下等の被災のほか、丘陵地の地盤流動により27カ所で地滑りが発生し、道路が屈曲、沈下等の被災
 - ・橋梁：車道33橋、人道10橋、計43橋で橋台、橋脚の傾斜や主桁の破損などの被災

②鉄道

ア. JR

- ・新幹線：高架橋延長約1.5kmの60%が損傷により不通 (平成7.4.8全線開通)
- ・在来線：橋梁10カ所損傷、電線・電柱多数損傷により不通 (平成7.4.1全線開通)

イ. 阪急

- ・神戸線：高架橋部分多数倒壊、夙川駅舎損壊等により不通 (平成7.6.12全線開通)
- ・今津線：高架橋部分18本損傷、軌道・電気施設多数損傷により不通 (平成7.2.5全線開通)
- ・甲陽線：線路陥没、法面崩壊等により不通 (平成7.3.1全線開通)

ウ. 阪神

- ・本線：西宮変電所全壊、鉄柱・電線等多数損傷、香櫨園駅盛土一部崩壊、津門川橋脚ひび割れ等により不通 (平成7.6.26全線開通)

(3) ライフラインの被害

- ・水道：154,100世帯で断水 (平成7.2.28応急復旧工事完了)
南部の貯水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設が損傷
- ・下水道：下水管渠、ポンプ場、処理場などが損傷 (平成8.12.26復旧完了)
- ・電気：176,000軒で停電 (平成7.1.23応急送電完了)
- ・ガス：停止戸数は170,400戸／(172,500戸) (平成7.4.11応急復旧完了)
- ・電話：故障件数は34,000回線／(198,000回線) (平成7.1.31回復完了)

(4) 港湾施設の被害

- ・西宮大橋橋脚2本損壊し全面通行止 (平成8.5.22復旧完了)
- ・西宮地区、甲子園地区埋立地の埠頭・護岸が損壊・沈下

(5) 公園施設の被害

- ・都市公園、地区公園、近隣公園等の大部分で舗装陥没、擁壁崩壊等

(6) 河川の被害

- ・御手洗川、中新田川、森具川等の護岸破損

3. 産業の被害

(1) 酒造業

- ・21社の内、生産12社、休造5社、廃業4社 (平成10.10.1現在)

(2) 小売市場・商店街

- ・小売市場…32団体のうち全・半壊20団体
- ・商店街…36団体のうち全・半壊22団体 (平成10.1.31現在)

3章 人口

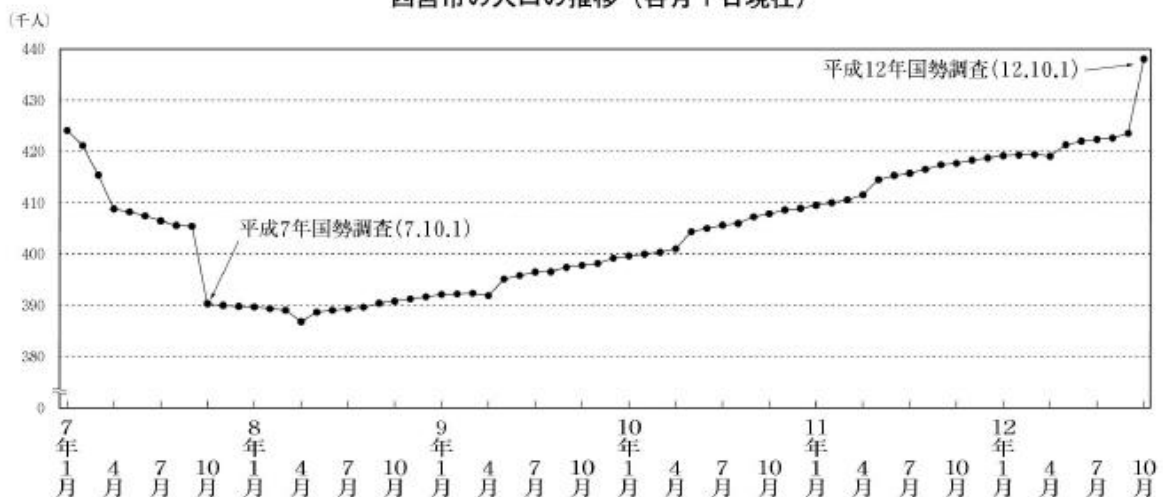
1. 総人口

震災直前の平成7年1月1日の人口（注）は424,101人であったが、震災後の同年10月1日に実施した国勢調査の結果では、震災の影響により390,389人と約3万3千人の減少となった。その後も人口の減少は続き、平成8年4月1日には386,802人で、震災後の最少人口を記録した。しかし、その翌月からは増加に転じ、平成12年10月1日の国勢調査では438,129人と震災後初めて震災前の人口を上回る結果となった。平成7年1月1日の人口に対する人口回復率は、103.3%となっている。

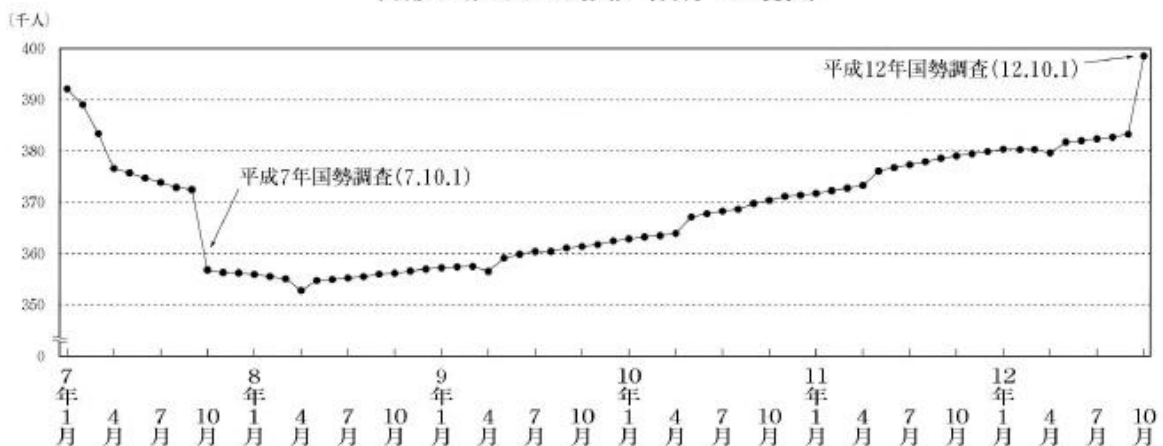
一方、登録人口でみると、平成7年1月1日の人口は420,687人であったが、平成8年5月1日の397,854人を最少に増加に転じ、平成12年10月1日には434,970人で、平成7年1月1日の登録人口に対する人口回復率は103.4%となっている。

本市では、学生が多い等の都市の性格もあり、震災前まで国勢調査人口が登録人口を上回っていたが、震災直後の平成7年の国勢調査では、登録人口401,441人に対し国勢調査人口390,389人と逆転した。これは、市内に住民登録等をおいたまま市外に避難した人が相当数あったためと考えられる。しかし、平成12年の国勢調査の結果を見ると、再び国勢調査人口が登録人口を上回っていることから、震災による市外流出の影響はある程度収まったものと思われる。

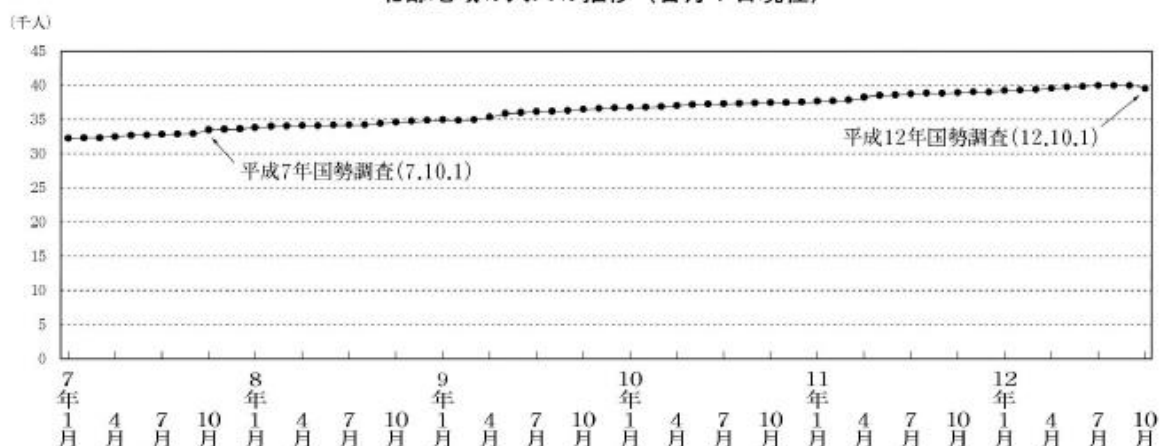
西宮市の人口の推移（各月1日現在）



南部地域の人口の推移（各月1日現在）



北部地域の人口の推移（各月1日現在）



2. 地域別人口

市南部と北部に分けて人口の動きをみると、南部では震災の影響により急激な人口減少が見られ、その後徐々に回復傾向が続いており、総人口の動きと一致している。

一方北部の塩瀬・山口両地区では、震災による被害が南部に比べ少なかったため、人口は震災前からの傾向と変わらず、微増傾向が続いている。

北部地域に関しては人口統計上震災の影響はみられない。

人口の推移 ※ 国勢調査（単位 人）

年	月	人口	南部	北部	登録人口
H 7	1	424,101	391,840	32,261	420,687
	2	421,061	388,730	32,331	417,647
	3	415,410	382,972	32,438	411,996
	4	408,792	376,236	32,556	405,378
	5	408,254	375,515	32,739	404,840
	6	407,387	374,568	32,819	403,973
	7	406,521	373,638	32,883	403,107
	8	405,635	372,712	32,923	402,221
	9	405,385	372,371	33,014	401,971
	10	※ 390,389	356,811	33,578	401,441
	11	389,917	356,321	33,596	400,969
	12	389,879	356,220	33,659	400,931
H 8	1	389,811	355,964	33,847	400,863
	2	389,493	355,556	33,937	400,545
	3	389,069	355,027	34,042	400,121
	4	386,802	352,745	34,057	397,854
	5	388,807	354,727	34,080	399,859
	6	389,081	354,934	34,147	400,133
	7	389,436	355,250	34,186	400,488
	8	389,772	355,530	34,242	400,824
	9	390,439	355,965	34,474	401,491
	10	390,792	356,157	34,635	401,844
	11	391,257	356,554	34,703	402,309
	12	391,700	356,873	34,827	402,752

年	月	人 口	南 部	北 部	登録人口
H 9	4	391,953	356,475	35,478	403,005
	10	397,618	361,169	36,449	408,670
H10	4	400,861	363,807	37,054	411,913
	10	407,687	370,213	37,474	418,739
H11	4	411,466	373,135	38,331	422,518
	10	417,751	378,794	38,957	428,803
H12	4	419,150	379,508	39,642	430,202
	10	※ 438,129	398,463	39,666	434,970

3. 自然動態

出生と死亡との差である自然増減数の推移は、震災死の影響により、平成7年1月と2月の2カ月間が連続して自然減となっているが、3月以降は平成6年と同数程度に戻っている。

なお、震災死亡数1,134名のうち、市内に住民票のある者は1,063名で、これに他都市で死亡した者12名を加えた1,075名が西宮市の人口動態統計上表れてくる震災による死亡数となる。

4. 社会動態

社会動態は、平成6年では市民の6.8%が転入、7.3%が転出で2,000人余りの社会減となっており一般的な傾向であった。

震災による人口の社会動態をみると、震災月の平成7年1月で早くも2,000人余りの転出超過、3月には6,000人を超える転出超過で、平成8年3月までの1年3カ月転出超過が継続した。

まず、転入数をみると平成7年1月から4月までの間は平成6年と比較し、大幅に転入数が減少している。4カ月のトータルをみると平成6年の同期間と比較し3千人近く少なくなっている。しかし平成7年5月には、ほぼ震災前の平成6年と同様の数字に戻り、その後若干平成6年を下回った数で推移しているが、10月以降は平成6年とほぼ同数となっている。

平成8年に入ってから、転入数のピークの時期的なずれはあるが概ね平成6年と同数となっており平成8年7月以降は平成6年の同月に比べ転入数が上回っている。

また、転出数をみると平成7年の転出数は、平成6年を大幅に上回っており特に2月は平成6年同月と比較し5千人以上増加している。この転出数の増加傾向は7月頃まで続いており8月以降は平成6年とほぼ同数に戻っている。平成8年に入ってからこの状況は続き8月以降は平成6年を下回る状態となっている。

そして、転入と転出の差である社会増減数をみると、表に示すとおり平成7年11月には平成6年同月とほぼ同数に戻り、平成8年6月まで平成6年の同月とほとんど同じ推移を示している。平成8年7月以降は、社会増が続いており平成6年が社会減となっているのに対し社会動態上人口回復基調になっていると言える。

なお、震災後の転出者については、平成7年7月に関西学院大学社会学部高坂健次教授による調査がなされている。

この調査は、平成7年1月17日から4月30日までの間に住民登録ならびに外国人登録を西宮市から他市町村に移した人のうち、移動時点で18才以上の人16,500人から1,000人を無作為抽出して回答を得たものであり、有効回答は518票であった。

この調査によると

- 震災がもとで転出した人は全体の転出者の約8割で人数では約2万人強であったこと。
- 転出先は大阪府が最も多く43.1%、次いで兵庫県で30.4%で群を抜いていた。
- 将来西宮市に戻ること考えている人は30.9%、戻ること考えていない人が29.3%、分からないが33.2%であった。

月別人口動態の推移

(単位：人)

年	月	自然動態			社会動態			人口
		出生数	死亡数	増減数	転入数	転出数	増減数	増減数
H 6	1	330	232	98	1,635	1,814	△ 179	△ 81
	2	296	240	56	1,593	2,025	△ 432	△ 376
	3	376	258	118	5,192	7,463	△ 2,271	△ 2,153
	4	365	235	130	4,676	2,923	1,753	1,883
	5	338	240	98	2,176	2,040	136	234
	6	92	182	210	2,103	1,893	210	420
	7	360	276	84	2,040	2,477	△ 437	△ 353
	8	379	228	151	2,340	2,469	△ 129	22
	9	338	210	128	1,796	2,026	△ 230	△ 102
	10	368	222	146	1,870	2,079	△ 209	△ 63
	11	348	235	113	1,749	1,892	△ 143	△ 30
	12	332	224	108	1,708	1,950	△ 242	△ 134
H 7	1	312	1,219	△ 907	1,110	3,243	△ 2,133	△ 3,040
	2	344	368	△ 24	1,547	7,174	△ 5,627	△ 5,651
	3	368	268	100	3,440	10,158	△ 6,718	△ 6,618
	4	292	241	51	4,050	4,639	△ 589	△ 538
	5	342	215	127	2,154	3,148	△ 994	△ 867
	6	281	232	49	1,761	2,676	△ 915	△ 866
	7	311	235	76	1,829	2,791	△ 962	△ 886
	8	341	208	133	2,149	2,532	△ 383	△ 250
	9	296	178	118	1,375	2,023	△ 648	△ 530
	10	254	220	34	1,873	2,379	△ 506	△ 472
	11	267	227	40	1,799	1,877	△ 78	△ 38
	12	286	222	64	1,885	2,017	△ 132	△ 68
H 8	1	320	253	67	1,576	1,961	△ 385	△ 318
	2	272	271	1	1,773	2,198	△ 425	△ 424
	3	284	201	83	4,286	6,636	△ 2,350	△ 2,267
	4	268	212	56	5,333	3,384	1,949	2,005
	5	330	210	120	2,223	2,069	154	274
	6	299	188	111	1,971	1,727	244	355
	7	359	173	186	2,613	2,463	150	336
	8	335	171	164	2,510	2,007	503	667
	9	313	196	117	1,983	1,747	236	353
	10	324	230	94	2,316	1,945	371	465
	11	289	245	44	1,966	1,567	399	443
	12	290	246	44	2,015	1,661	354	398
H 9	1	301	312	△ 11	2,103	1,940	163	152
	2	277	224	53	2,077	1,980	97	150
	3	271	209	62	5,755	6,264	△ 509	△ 447
	4	337	212	125	6,025	3,073	2,952	3,077
	5	308	225	83	2,518	1,872	646	729
	6	344	208	136	2,225	1,643	582	718
	7	337	206	131	2,263	2,365	△ 102	29
	8	338	193	145	2,537	1,869	668	813
	9	340	223	117	1,978	1,796	182	299
	10	371	220	151	2,433	2,021	412	563
	11	290	211	79	2,149	1,408	741	820

年	月	自然動態			社会動態			人口 増減数
		出生数	死亡数	増減数	転入数	転出数	増減数	
H 9	12	359	236	123	1,914	1,568	346	469
H10	1	423	260	163	1,986	1,710	276	439
	2	316	246	70	2,091	1,826	265	335
	3	366	244	122	6,365	5,870	495	617
	4	317	185	132	6,022	2,810	3,212	3,344
	5	347	198	149	2,349	1,748	601	750
	6	361	186	175	2,195	1,811	384	559
	7	393	198	195	2,487	2,345	142	337
	8	380	221	159	3,206	2,044	1,162	1,321
	9	359	179	180	2,177	1,842	335	515
	10	390	227	163	2,451	1,795	656	819
	11	356	240	116	1,945	1,728	217	333
	12	360	255	105	1,899	1,481	418	523
H11	1	381	324	57	2,014	1,485	529	586
	2	363	280	83	2,220	1,755	465	548
	3	392	272	120	6,367	5,517	850	970
	4	386	215	171	5,459	2,662	2,797	2,968
	5	364	212	152	2,380	1,756	624	776
	6	430	205	225	1,913	1,609	304	529
	7	385	233	152	2,682	2,001	681	833
	8	416	214	202	2,633	1,903	730	932
	9	407	222	185	1,947	1,885	62	247
	10	360	196	164	2,170	1,769	401	565
	11	372	224	148	2,037	1,736	301	449
	12	404	242	162	1,802	1,504	298	460
H12	1	424	277	147	1,698	1,694	4	151
	2	384	248	136	1,956	1,925	31	167
	3	403	254	149	5,104	5,646	△ 542	△ 393
	4	374	237	137	4,646	2,534	2,112	2,249
	5	421	266	155	2,232	1,798	434	589
	6	408	181	227	1,873	1,714	159	386
	7	415	233	182	2,254	2,148	106	288
	8	438	218	220	2,551	1,910	641	861
	9	380	216	164	1,909	1,678	231	395
	10	404	233	171	2,215	1,872	343	514

(注) ここでの人口とは、国勢調査における人口又は推計人口のことであり、以下単に人口という場合はこれらを指している。

推計人口とは、国勢調査における人口に毎月の住民基本台帳の登録数及び外国人登録数の増減を差し引きした数字で、これに対し、その時の住民基本台帳の登録数及び外国人登録数の合計は、登録人口あるいは台帳人口などという。

国勢調査はいわゆる住民登録等をその市町村にしているかどうかにかかわらず、そこに居住している者を調査するので、通例登録人口とは一致しない。

4章 災害対策体制

1. 災害対策本部の設置

本市は、1月17日午前7時5分に市長を本部長とする西宮市災害対策本部を設置するとともに、防災指令3号を発令、救命救急活動を最優先に、災害応急対策活動を開始した。

また、同日午前9時に西宮市災害対策本部会議（本部長：市長）を開催した。震災に関する情報は、すべてこの場に報告され、各部局のトップが災害に関する情報を共有することができた。今後の活動方針や具体的な活動方法についても本部長から指示が出された。

(1) 会議の開催

- ・1月17日～1月31日 毎日1～2回開催
- ・2月1日～3月17日 おおむね毎日2回開催
- ・3月18日～4月22日 おおむね毎日1回開催
- ・4月17日 防災指令1号に切換える
- ・4月22日～5月31日 日曜日を除く毎日開催
- ・6月1日～8月25日 毎週月曜日および金曜日開催

(2) 会議メンバー

- ・本部長 西宮市長
- ・副本部長 両助役 収入役 水道事業管理者
- ・本部員 企画局長 他18名

(3) 報告事項

- ・避難所の数
- ・避難者の推移
- ・家屋調査状況
- ・食糧配給状況
- ・救援物資の状況

「災害対策本部の設置」

西宮市災害対策本部が設置されたのは地震発生約1時間後の午前7時05分であった。災害対策本部はいち早く駆けつけた市内在住の防災対策課職員により6階職場から252会議室へファックス、衛星通信機器等必要な器材が運ばれ設置されるとともに、職員総動員体制である防災指令3号が発令される。

災害対策本部が設置され、各課から多くの職員が詰めるが、10台ある電話は鳴りっぱなしであり、電話の内容のほとんどは市民からの悲痛な救命救助の依頼であった。しかしこの段階では救援のための準備もできておらず、災害通報受付票に被害の状況を記入するのが精一杯であった。

そのうち、252会議室には参集を指示する張り紙を見た技術職員が集まりだし、2人1組で通報現場へ派遣し、救命救助活動と現状把握に努めるが、その被害は想像を絶するものであり、職員が数人で出かけて対応できるものではなかった。時間が経つにつれ、死傷者数、倒壊家屋数、避難者数は益々増加していき、「遺体安置所が一杯になった、次はどこに安置したらよいか。」との問い

幹線道路担当課長（当時防災対策課長）中壺 紘治
合わせには愕然とする。

9時を過ぎてからまず必要と思われる食糧と毛布等寝具類の手配を指示した。またこの頃、自衛隊派遣要請と消防広域応援要請を決定する。自衛隊については要請が遅れたが、すでに近傍派遣により出動しており、10時頃には市内に到着していたほか、近隣各市の消防も続々と到着した。

夕方には、各地から救援物資が到着し、待機職員やボランティアの応援を得て受け入れ、仕分けを行ってから各避難所に配送した。

また、災害対策本部には、新聞、テレビの取材が頻繁にあったが、各社とも同じ様な問い合わせが多く、対応にも大変手間取った。

平成7年には、大震災の反省と教訓を踏まえ、大規模な災害にも対応できる地域防災計画の策定と水防計画の見直しを行った。これらの計画が災害時に効果を発揮するためには、まずもって職員並びに市民の意識改革が必要である。市民においては、震災前に23%だった自主防災組織の組織率が75%を超えており、震災前に比べ

て防災意識が向上している。一方、平成10年の台風10号における水門締遅れやその後の水防活動を見ると、幹部級職員をはじめとする職員の防災意識はまだ十分とは言えない。震災後も名古屋をはじめ全国各地で水害が発生し、伊豆諸島で火山性地震が頻発、鳥取県西部地

震も発生した。相当の被害が出れば、西宮市として可能な救援活動に行くべきであろう。それが、救援していた事への恩返しでもあり、震災の実体験を再認識することになる。今後とも防災意識の向上に努力すべきである。

2. 震災復興計画の策定

地震から2週間後の2月1日、震災から迅速かつ着実に復興を図り、本市の都市基盤を整備することを目的として市長を本部長とする「西宮市震災復興本部」を設置した。

2月1日の同本部会議において、計画的、総合的に復興を進めていく必要性から、平成7年6月を目途に「震災復興計画」を策定することを決定した。

計画策定に当たっては、11人の学識経験者の専門的立場からの意見、指導を得るとともに、市民の復興に関する提言を募集し計画策定に反映させることとした。

5月10日市議会「兵庫県南部地震災害特別委員会」よりの提言も踏まえ、6月9日開催の本部会議で正式に決定した。その内容は、～「安全」「安心」そして「希望」に満ちた文教住宅都市をめざして～を理念とし基本目標を次のとおりとした。

- ・安心して暮らせる、心かようまちづくり
- ・災害に強い、安全なまちづくり
- ・活力を生む産業のまちづくり
- ・魅力あふれる環境、文化、地域社会づくり

なお、この計画は平成11年度からスタートした第3次総合計画に引き継がれている。

3. 組織の再編

膨大な復旧・復興事業を達成するため、機動的に対応できる動的組織を活用するなど、組織体制の整備を行った。

- 平成7.2.1
- ・阪神・淡路大震災から、迅速かつ着実に復興を図り、本市の都市基盤を整備するため、復興計画の策定及び同計画の推進など震災復興に係る統括的な機能を担う、「震災復興本部」を設置。
- 2.6
- ・倒壊家屋等の処理等を緊急に行うため、土木局に「倒壊家屋等対策室」及び「倒壊家屋等担当課長」を設置。
- 2.7
- ・被災者向けの応急仮設住宅の管理等の事務を緊急に実施するため、建設局に「仮設住宅対策室」及び「仮設住宅担当課長」を設置。
- 4.1
- ・平成7年4月1日から施行予定の組織改正（企画、総務、財政の3局を企画財政局、総務局の2局にするなどの事務分掌条例の改正）を1年延期する。
 - ・面整備を中心とした市街地の復興に取り組むため、都市開発局を「都市復興局」に改めるとともに、プロジェクトチームとしての「市街地復興室」を同局に吸収。あわせて、「北口北東区画整理事務所」及び「森具区画整理事務所」を設置。
 - ・JR西宮駅北地区の被災市街地の住環境整備事業を実施するため、同和対策局に「住環境整備部」及び「住環境整備課」を設置。
 - ・卸売市場の復旧等を所管する「卸売市場担当課長」を生活経済局に設置。
 - ・「食糧供給担当課長」を生活経済局に設置。
- 7.1
- ・復興事業に係る政策の基本方針の決定について、市長及び助役を補佐するとともに、その命を受け、震災復興事業に関する指導、助言及び調整の事務を担当する「技監」を設置。
- 7.10
- ・被災者台帳の整備及び災害援護関連の給付等を行う「災害援護管理室」及び「災害援護担当課長」を福祉局に設置。
 - ・震災復興事業の一環としての臨海部の有効活用など、臨海部整備の調整等を行う「臨海整備担当課長」を企画局に設置。

- 平成 7.10.1
 - ・復興事業に係る用地買収を促進するため、同和対策局に「住環境用地担当課長」、都市復興局に「復興用地担当課長」、土木局に「道路用地担当課長」を設置。
 - ・建築確認申請の増加に対応して、建設局に「建築審査担当課長」を設置。
 - ・「食糧供給担当課長」を廃止。
- 平成 8.1.1
 - ・行財政改善を推進するため、企画局に「行財政改善担当部長」及び「行財政改善担当課長」を設置。
 - ・復興事業に係る用地買収を促進するため、土木局に「道路用地担当部長」を設置。
 - 4.1
 - ・企画、財政、総務の3局を企画財政局と総務局に再編。
 - ・生活経済、市民、福祉、環境衛生の4局を市民局、福祉局、環境局（環境衛生局を改称）の3局に再編。
 - ・本庁舎の改修を担当する「庁舎改修担当課長」を総務局に設置。
 - ・住宅市街地総合整備事業等を所管する「市街地復興課」を都市復興局に設置。
 - ・「建築審査担当課長」を廃止。
 - 10.1
 - ・復興事業に係る補償を促進するため、都市復興局に「補償担当課長」を設置。
 - ・建設局に「特定優良賃貸住宅担当課長」を設置。
- 平成 9.4.1
 - ・北口南地区市街地再開発事業に係る関係機関との連絡調整等を所管する「北口南開発担当課長」を都市復興局に設置。
- 平成 10.4.1
 - ・阪神西宮駅前市街地再開発事業を担当する「阪神西宮駅前再開発事務所」を都市復興局に設置。
 - ・「庁舎改修担当課長」を廃止。
 - ・「卸売市場担当課長」を廃止。
 - ・「災害援護管理室」を廃止。
 - ・「倒壊家屋等対策室」及び「倒壊家屋等担当課長」を廃止。
 - 10.1
 - ・「北口南開発担当課長」を廃止。
 - 10.20
 - ・「技監」を廃止。
- 平成 11.4.1
 - ・用地・補償事務を所管する「復興用地担当部長」を都市復興局に設置。
 - ・「行財政改善推進室」を廃止。
 - ・「臨海整備担当課長」を廃止。
 - ・「市街地復興課」を廃止。
- 平成 12.4.1
 - ・「仮設住宅対策室」及び「仮設住宅担当課長」を廃止。
 - ・「阪神西宮駅前再開発事務所」を「都市再開発課」に吸収。
 - ・「住環境整備部」及び「住環境用地担当課長」を廃止。
 - ・「道路用地担当部長」を廃止。

4. プロジェクト・チームの設置

被災者に対する救援・救護等の緊急を要する課題を迅速かつ円滑に処理するとともに、事務事業の進捗に伴い生じる多様なニーズに即応するため、プロジェクト・チームの活用を図ってきた。震災後のプロジェクト・チームの設置状況は次表のとおりである。

震災関係のプロジェクト・チーム

名 称	設置期間	設 置 目 的	人 数
市街地復興室	H 7. 2. 6～ 3.31	復興（市街地の面整備）事業に係る計画策定、用地取得等の円滑な執行	27人
災害援護資金貸付等対策室	H 7. 3. 1～ 5.31	福祉局における災害援護資金の貸付及び災害弔慰金の支給事務の円滑な実施	14人
第二次義援金等交付対策室	H 7. 4.24～ 6.30	兵庫県南部地震災害義援金募集委員会が平成7年5月17日から第二次配分を開始することに伴い、福祉局において処理する第二次義援金等の交付事務の円滑な実施	9人

名 称	設置期間	設 置 目 的	人 数
宅地防災等対策プロジェクト・チーム	H 7. 5. 1～ H 8. 3.31	阪神・淡路大震災による二次的な土砂災害等に対する警戒避難態勢の円滑な整備	21人
災害援護管理室	H 7. 5.15～ 7. 9	家屋被害状況調査、義援金交付及び援護資金貸付等について、関係する各部局及び機関等との総合的な調整及び事務の円滑な実施	40人
住宅助成義援金交付等対策室	H 7. 7.10～	兵庫県南部地震災害義援金募集委員会の交付方針に基づき、福祉局において処理する住宅助成義援金の交付等の事務処理の円滑な実施	20人
	H 7.10. 2～ 11.30 (変更設置)	(追加)災害援護資金の貸付に関すること	21人
家屋調査実施プロジェクト・チーム	H 7.10. 2～ H 8. 2.29	阪神・淡路大震災からの復興に伴い、予測される平成7年度以降の新・増築家屋の大幅な増加に対し、家屋調査及び評価事務を円滑に実施する	29人
庁舎改修担当室	H 8. 4. 1～ H 9.10.31	阪神・淡路大震災により被害を受けた市庁舎の全面改修及び工事に伴う移転等の円滑な推進	20人
生活支援義援金交付対策室	H 8. 9. 2～ 10.25	兵庫県南部地震災害義援金募集委員会の交付方針に基づき、福祉局において処理する義援金「生活支援金」の交付等の事務処理の円滑な実施	31人
家屋調査実施プロジェクト・チーム	H 8.10. 1～ H 9. 3.31	阪神・淡路大震災からの復興に伴い、予測される平成8年度以降の新・増築家屋の大幅な増加に対し、家屋調査及び評価事務を円滑に実施する	39人
生活再建支援金支給対策室	H 9. 4.21～ 6.20	(財)阪神・淡路大震災復興基金の支給方針に基づき、福祉局において処理する「生活再建支援金」の支給等の事務処理の円滑な実施	22人
被災中高年恒久住宅自立支援金支給対策室	H 9.11.25～ 12.25	(財)阪神・淡路大震災復興基金の支給方針に基づき、福祉局において処理する「被災中高年恒久住宅自立支援金」の支給等の事務処理の円滑な実施	12人
被災者自立支援金支給対策室	H10. 7. 8～ 8.31	(財)阪神・淡路大震災復興基金から支給される「被災者自立支援金」の支給事務の円滑な実施	16人

5. 派遣職員の受入れ

震災復旧・復興事業を的確かつ迅速に推進するため、地方自治法に基づき国・県を通じ全国の自治体に技術系職員の派遣を要請した。この結果、平成7～9年度で延べ57団体から80人の派遣があり震災復旧・復興事業に従事した。職種別の内訳は、土木職31人、建築職49人であった。

派遣職員の従事した業務は、道路、橋梁災害復旧、建築確認審査業務、災害公営住宅建設業務、土地区画整理事業、市街地再開発事業等であった。

震災復旧・復興にかかる他府県からの派遣職員一覧

年 度	区 分	団 体 名	団体数	員 数
平成7年度	府 県	大阪府3 京都府1 奈良県6 滋賀県1 和歌山県2 三重県1 徳島県1 香川県1	8府県	延16人
	政令市	京都市2	1市	2人
	市	(兵庫県)姫路市1 (大阪府)八尾市2 高槻市1 枚方市1 (奈良県)奈良市1 橿原市1 生駒市1 (滋賀県)大津市1 草津市1 彦根市1 (高知県)高知市1 (新潟県)新潟市1 (宮崎県)宮崎市1	13市	14人
	計		22団体	32人 (22ポスト)
平成8年度	府 県	大阪府1 京都府1 奈良県4 滋賀県2 和歌山県1 三重県1 静岡県1	7府県	11人
	政令市	京都市2 福岡市1 名古屋市2	3市	5人
	市	(大阪府)東大阪市1 枚方市1 (奈良県)生駒市1 橿原市1 (滋賀県)大津市1 彦根市1 草津市1 (岡山県)岡山市1 倉敷市1 (香川県)丸亀市1 坂出市1 (愛媛県)松山市1 (新潟県)新潟市1 (愛知県)豊田市2 (神奈川県)横須賀市1 小田原市2 (埼玉県)浦和市2	17市	20人
	計		27団体	36人 (26ポスト)
平成9年度	府 県	奈良県2 埼玉県1 静岡県1	3県	4人
	政令市	京都市4 大阪市1 広島市1 福岡市1	4市	7人
	市	(岡山県)倉敷市1	1市	1人
	計		8団体	12人 (10ポスト)
総 計			57団体	80人 (58ポスト)

「震災復興事業に携わって」

静岡県都市住宅部都市整備総室

しずおか緑・花・祭推進室 望月 康史

私が西宮市に派遣されたのは、平成9年の4月からの1年間であり、震災から2年と少し経過した時期でした。

配属された森具区画整理事務所は、おりしも、その2ヶ月半前の1月17日に工事の起工式が行われたところであり、いよいよ復興に向けての事業が本格的に始動する時期に当たっていました。地区内は、倒壊した家屋等は撤去が済んでおり、更地が非常に多い地区だという印象を受けました。逆に言えば、それだけ、被害がひどかったということであり、震災直後の写真を見せていただくと、その一端を窺い知ることができました。

森具区画整理事務所では、私と京都市からの方のあわせて2名の派遣職員が事業の推進に協力するというこ

になっておりました。職務内容は、工事の施工管理が主な仕事でしたが、工事中も近くに住んでおられる住民の方々がおり、その間をぬって工事を進めるのは非常に困難を極め、現場管理がいたらなかったり、工事の説明が不十分であったりして、権利者の方々からお叱りを受けることも多々ありました。

このようにして、しばらく経つ内に、感じるようになったことがありました。

震災直後は確かに応援が必要だったと思われませんが、事業が軌道に乗った状況で、派遣された私が充分役に立っているのかということでした。京都市からの方は別にして、私自身、それほど現場の経験がある訳ではなく、

既に、森具事務所には、技術系、事務系どちらにも優秀な職員がおり、逆に、こちらが勉強させていただいたという感じがしてなりませんでした。

さて、森具地区では、震災からの復興のために土地区画整理事業を選択しました。細い街路が入り組んでいたような森具地区の場合、以前のまちを、そのまま復旧するのではなく、災害に強い安全で快適なまちへ生まれ変わらせるためには、土地区画整理事業が必要だと思われませんが、区画整理事業は、多くの権利者の方々の協力が得られなければ進められない事業です。

幸いにも、森具地区では、まちづくり協議会の方々をはじめとする住民の方々の協力が得られ、5年でここまで復興が進んできたと思います。また、仮住居にお住まいの方々に、一日でも早く帰ってきていただくためにも、事業の進捗に努力しなくてはならないという意気込みを、事務所の職員が持っていたことにも感銘を受けました。やはり、まちづくりは行政側と住民側の熱意が進めるものだという感じがしてなりません。

さて、話は変わりますが、現在、静岡に帰ってきてから、公園に関係する仕事に携わっております。森具事務所でも、森具公園の設計に、若干携わる機会がありました。特に緊急時における、住居近くの公園の果す役割が見直され、森具公園でも緊急貯水槽等の防災設備が設置されています。また、公園は人と人の交流の場であり、住民の皆様方で大事にさせていただければと思います。な

お、今回の公園整備を機に、住民の方々による森具公園管理運営委員会が結成され、活動を開始したように聞き及びました。全国的にも、住民参加型の公園管理が課題とされている現在、今後、どのように活動していくのか楽しみにしております。

最後に、この場をお借りして、森具区画整理事務所の所長様をはじめとする職員の皆様方、他の西宮市の職員の皆様方、事業にご協力いただいた住民の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

近い将来東海地震の発生が予想されている静岡県として、今回の阪神・淡路大震災から多くの教訓を学ぶことができました。

それとともに、私個人としても、大変貴重な経験をさせていただきました。

本当にありがとうございました。

※おわりに

西宮市から静岡に戻った後、平成11年3月と平成12年5月に森具地区を訪れる機会がありました。自分のいた頃とは、全然変わってしまい、道路もできて、家も建ち並び、以前の記憶と全く結びつかないところが多くなってしまいました。しかし、表向き、まちはきれいに生まれ変わっても、それを育てていくのは、あくまでも住民の方々だと思います。皆様方自身のまちを、これから大事に育てていかれることを、震災復興に携わった一人としてお祈りしています。

6. 慰霊祭・追悼式

- (1) 兵庫県南部地震西宮市犠牲者合同慰霊祭
平成7年2月26日(日)午後1時～午後3時
兵庫県立総合体育館
遺族、来賓、市民約3,450人参列
- (2) 阪神・淡路大震災一周年西宮市犠牲者追悼式
平成8年1月17日(水)午後2時～午後4時
市立西宮東高等学校体育館
遺族、来賓、市民約1,300人参列
- (3) 阪神・淡路大震災二周年西宮市犠牲者追悼式
平成9年1月17日(金)午前10時30分～正午
市民会館アミティホール
遺族、来賓、市民約1,000人参列
- (4) 阪神・淡路大震災西宮市犠牲者追悼之碑除幕並びに追悼式
平成10年1月17日(土)午前10時30分～正午
西宮震災記念碑公園
遺族、来賓、市民約1,800人参列
- (5) 阪神・淡路大震災西宮市犠牲者追悼の記帳所設置・献花
平成11年1月17日(日)午前9時～午後5時
西宮震災記念碑公園
遺族、来賓、市民約2,200人参列

(6) 阪神・淡路大震災五周年西宮市犠牲者追悼式並びに記帳所設置・献花

①追悼式

平成12年1月17日(月) 午前10時30分～正午

市民会館アミティホール

遺族、来賓、市民約1,200人参列

②記帳所・献花

平成12年1月17日(月) 午前5時46分～午後5時

西宮震災記念碑公園

遺族、来賓、市民約1,800人参列

7. 庁舎の復旧

震災により市庁舎も大きな被害を受けた。

本庁舎は全体が大きく被災し、特に6階から8階の壁、柱の損傷が激しく、6階以上の階は立入が不能となった。

また、冷暖房設備やエレベーターも稼動不能となり、高架水槽、給排水管の破損等の被害が生じた。

このため、平成6年度中に緊急復旧工事や7階部分他の補強工事を行うとともに、6～8階の部局は本庁舎周辺の市施設等や借上民間ビル等11カ所の仮事務所へ移転した。

平成7年度に入り、本庁舎周辺に仮設庁舎を3棟建設し、周辺の市施設等と合わせ9カ所を6～8階の部局の仮設庁舎とした。

災害復旧調査診断で、補修補強により、本庁舎の復旧が可能であることが確認できたので、全面改修を実施することとし、平成8、9年度で改修工事を実施した。改修工事に当たっては、全職員が仮庁舎に移転する必要があることから、平成8年度に庁舎周辺に新たに9カ所の仮設庁舎を確保し、仮設庁舎は最大で18カ所に及び業務の分散を余儀なくされた。

庁舎改修工事は平成9年7月に完了し、仮設庁舎等からの移転が完了したのは、同年12月であった。また、新たに本庁に電算機棟を建設するとともに南館、東館での庁舎の体制が確立した。

本庁舎以外でも、教育会館ビル・塩瀬センター・消防庁舎等各所で被災が生じたが、これらの復旧はおおむね平成7年度中に完了した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	一般財源
H 6	394,442		282,600	111,842
7	324,677		283,500	41,177
8	7,227,380		7,000,000	227,380
9	559,021		0	559,021
計	8,505,520		7,566,100	939,420

5章 市議会の活動

震災後、直ちに特別委員会が設置されたのをはじめ、本会議（臨時会・定例会）を通じて、救援・復旧・復興に対する取り組みが行われてきた。さらに議会開会中・閉会中を問わず、特別委員会が開催される等、あらゆる機会を通じて議会一丸となって、種々の活動が行われてきた。その内容の主なものは次のとおりである。

1. 本会議（臨時会・定例会）の開催

平成7.2.15	第21回臨時会	平成9.12.3	～ 12.22	第13回定例会	
3.13	～ 3.24	第22回定例会	平成10.2.27	～ 3.26	第14回定例会
6.11	市議会議員選挙*	6.8	～ 6.24	第15回定例会	
6.20	～ 7.4	第1回定例会	9.7	～ 9.25	第16回定例会
9.8	～ 9.26	第2回定例会	12.3	～ 12.22	第17回定例会
11.13	第3回臨時会	平成11.2.22	～ 3.18	第18回定例会	
12.1	～ 12.21	第4回定例会	4.25	市議会議員選挙	
平成8.1.26	第5回臨時会	6.21	～ 7.8	第1回定例会	
2.23	～ 3.22	第6回定例会	9.6	～ 9.22	第2回定例会
6.17	～ 7.4	第7回定例会	12.1	～ 12.20	第3回定例会
9.4	～ 9.20	第8回定例会	平成12.2.28	～ 3.27	第4回定例会
12.4	～ 12.24	第9回定例会	6.19	～ 7.7	第5回定例会
平成9.2.24	～ 3.24	第10回定例会	9.4	～ 9.21	第6回定例会
6.16	～ 7.3	第11回定例会	12.4	～ 12.26	第7回定例会
9.8	～ 9.26	第12回定例会	平成13.2.23	～ 3.23	第8回定例会

*震災に伴う臨時特例により、議員任期が4月30日から6月10日に延期された。

2. 特別委員会の開催

- 平成7.1.23 兵庫県南部地震対策特別委員会（任意の特別委員会）設置。委員10人。
- 2.3 市当局より報告（被災状況と対策、震災復興本部の設置と組織改正、災害市街地復興基本方針）をし、質疑、要望を受けた。
- 2.8 意見書案（兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する意見書案）がとりまとめられた。
- 2.10 市当局より報告（被害状況、死亡者数の修正、家屋の被害状況調査、中小企業等への融資制度、災害弔慰金等の支給および援護資金等の貸付、被災者証明書、倒壊家屋申込及び処理状況、応急仮設住宅第一次抽選、都市ガスの復旧状況、水道応急復旧状況、平成6年度2月補正予算概要）をし、質疑、要望を受けた。
- 2.15 兵庫県南部地震災害対策特別委員会と改称され、地方自治法上の特別委員会として設置。委員10人。
- 2.17 市当局より報告（被害状況、森具震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東地区第二種市街地再開発事業概要、住宅等の危険度判定調査結果、貸し付け・給付等の状況、消防局の活動状況、仮設庁舎等）をし、質疑、要望を受けた。
- 2.28 市当局より報告（被害状況、二次避難所の開設要領被災者証明書発行・給付等の状況、仮設住宅等入居割当の状況、倒壊家屋申込及び処理状況、被災市街地復興推進地域、西宮浜埋立地仮設道路、学校の被害状況等）をし、質疑、要望を受けた。
- 3.7 市当局より報告（被害状況、西宮市震災復興計画の策定、総合住環境整備事業、災害援護資金の貸付等の状況、住宅の応急修理、学校における仮設住宅建設、西宮・甲子園競輪の再開、森具震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東震災復興土地区

- 画整理事業概要、西宮北口駅北東地区第二種市街地再開発事業概要、火災状況、各自自治体からの職員派遣状況等)をし、質疑、要望を受けた。
- 平成7.3.13 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 3.28 市当局より報告(被害状況、地震災害特別緊急融資概要、災害援護関係給付・貸付等の状況、震災復興事業、住宅応急修理の状況、市職員の被災状況、個人による家屋解体搬送費用の公費支払い手続き等)をし、質疑、要望を受けた。
- 4.4 本市における兵庫県南部地震災害の実態調査並びに復興対策(県知事への要望)。
- 4.21 市当局より報告(震災対策等の概要、避難者実態調査の結果、第3次応急仮設住宅、総合設計制度、復興市街地整備事業、改良住宅の空家入居者募集、西宮市水道復興計画検討委員会の設置、避難所外給食、仮設庁舎等)をし、質疑、要望を受けた。
- 5.10 市当局より報告(市民の生活環境を守る条例等の改正、鳴尾地区船溜り埋立計画の概要、復興市街地整備事業、市庁舎等の被災調査所見の速報等)をし、質疑、要望を受けた。
- 特別委員会で市への災害復興に向けた提言がとりまとめられ、市長に提出。
- 5.16 市当局より西宮市震災復興計画案について説明をし、質疑、要望を受けた。
- 7.4 震災復興対策特別委員会と改称され、法上の特別委員会として設置。委員10人。
- 7.20 市当局より報告(震災対策等の概要、西宮市住宅復興3カ年計画案、西宮市水道耐震化指針)をし、質疑、要望を受けた。
- 8.25 市当局より報告(西宮市住宅復興3カ年計画に係る実施要綱等、住宅助成義援金の受付状況、避難所の状況)をし、質疑、要望を受けた。
- 10.31 市当局より報告(震災に係る各種施策と事業の進捗状況、災害援護資金貸付金の再受付の状況、震災復興に係る面的整備事業)をし、質疑、要望を受けた。
- 平成8.2.1 市当局より報告(西宮市地域防災計画震災対策編の中間報告、義援金等の状況、震災復興事業の経過)をし、質疑、要望を受けた。
- 2.8
～2.9 立川市(防災対策、国立病院東京災害医療センター)、神奈川県(総合防災センター)視察。
- 2.14 市当局より報告(西宮市地域防災計画)をし、質疑、要望を受けた。
- 3.5 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 6.5 市当局より報告(義援金等の状況、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の入居状況、西宮市地域防災計画地震災害対策編の案)をし、質疑、要望を受けた。
- 8.1 市内の復旧・復興状況現地調査(森具地区、西宮浜マリナパークシティ、甲子園浜埋立地の瓦礫、津門中央公園、JR西宮駅北地区、阪急西宮北口駅北東地区、西宮市立西宮高校、満池谷墓地)。
- 10.18 市当局より報告(JR西宮駅北地区住環境整備事業の計画変更、義援金の状況、復興基金の住宅対策事業の拡充と追加、被災宅地二次災害防止対策事業補助の改正、阪神西宮駅南地区復興街づくり)をし、質疑、要望を受けた。
- 11.19 兵庫県(県災害対応総合情報ネットワークシステム)視察。
- 平成9.1.30
～1.31 東京都(地震災害対策、防災センター)、静岡市(地震災害対策、コミュニティ防災センター)視察。
- 2.19 市当局より報告(JR西宮駅北地区住環境整備事業の進捗状況、義援金等の交付状況、震災復興関連事業の進捗状況、震災復旧事業の進捗状況)をし、質疑、要望を受けた。
- 3.5 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 6.18 特別委員の交代。委員9人。
- 7.30 市当局より報告(義援金等の交付状況、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の現況及び災害公営住宅等の進捗状況)をし、質疑、要望を受けた。
- 11.27 市内の復興状況現地調査(兵庫県地すべり資料館、阪急西宮北口駅北東再開発事業、仮設店舗ボンテリカ)

- 平成10.2.12
 ~ 2.13 新潟県（地すべり資料館）、糸魚川市（地域防災計画、フォッサマグナミュージアム）視察。
 3.10 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
 6.4 市当局より報告（震災被災者への生活再建支援措置の拡充、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の現況及び災害公営住宅等の進捗状況）をし、質疑、要望を受けた。
 6.23 市当局より報告（震災被災者への生活再建支援措置の拡充、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の現況及び災害公営住宅等の進捗状況、西宮市地域防災計画職員行動マニュアル）をし、質疑、要望を受けた。
 意見書案（被災者への公的支援拡充に関する意見書案）について意見交換が行われた。
 6.24 意見書案（被災者への公的支援拡充に関する意見書案）について意見交換が行われた。
 8.18
 ~ 8.19 つくば市〔通産省地質調査所（地質標本館、地震地質・活断層の研究）、科技庁防災科学技術研究所（防災科学研究所、自然災害と防災の研究）〕視察。
 11.20 市当局より報告（被災者自立支援金の状況、仮設住宅の解消計画）をし、質疑、要望を受けた。災害時における議会対応について意見交換が行われた。
- 平成11.3.3 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
 9.22 震災復興・防災対策特別委員会と改称され、法上の特別委員会として設置。委員12人。
 11.19 市当局より報告（6月及び9月の豪雨災害、応急仮設住宅の解体撤去及び原状復旧状況）をし、質疑、要望を受けた。特別委員会の今後の取り組みについて協議が行われた。
 11.24 市当局より報告（応急仮設住宅の解体撤去及び原状復旧状況）をし、質疑、要望を受けた。特別委員会の今後の取り組みについて協議が行われた。
- 平成12.1.27
 ~ 1.28 国分寺市（市民防災まちづくり学校）、東京都（東京消防庁向島消防署の発災対応型防災訓練）、東京都練馬区（学校防災緑化整備事業）視察。
 3.7 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
 12.1 市当局より報告（地質・活断層図）をし、質疑、要望を受けた。
- 平成13.2.1
 ~ 2.2 東京都杉並区（震災サバイバルキャンペーン'99 - 1,000人の仮設市街地づくり）、焼津市（市内全自主防災組織に救助隊を結成）視察。
 3.6 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
 4.13 市当局より報告（阪神・淡路大震災 震災復興6年の総括(案)）をし、質疑、要望を受けた。

3. 国・県への要望等

震災関連で国、県へ要望活動等が行われた。

要 望 内 容	要望年月日	要 望 先
兵庫県南部地震の災害復旧復興事業に関する要望	H7.4.4 県へ赴く	兵庫県知事
兵庫県南部地震の災害復旧復興事業対策に関する要望	4.7 国へ赴く	衆議院議長 地震対策担当大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災復興推進大会(被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画)への参加	7.27 東京	関係機関に要望書送付
阪神・淡路大震災の復興に関する要望	9.13 来西	国土庁長官
阪神・淡路大震災に伴う復旧復興対策にかかる要望	H8.2.18 来西	内閣総理大臣
阪神・淡路大震災に伴う復旧復興対策にかかる要望	2.20 国へ赴く	内閣総理大臣 衆議院議長 大蔵大臣外関係大臣
阪神市議会議長会による国への陳情	3.18 国へ赴く	衆議院議長 大蔵大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災復興推進大会(被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画)への参加	7.31 東京	関係機関に要望書送付
阪神・淡路大震災復興推進大会(被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画)への参加	12.5 東京	関係機関に要望
阪神・淡路大震災復興推進大会(被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画)への参加	H9.7.24 東京	関係機関に要望
阪神・淡路大震災復旧復興事業の推進にかかる財政支援等についての要望	11.28 国へ赴く	建設大臣外関係省庁

4. 意見書・決議の提出

震災関連で内閣総理大臣などに提出された意見書及び決議は次のとおりである。

意 見 書	提出年月日	提 出 先
兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する意見書	H7. 2. 15	内閣総理大臣外関係大臣
兵庫県南部地震の被災者対策を求める意見書	3. 24	内閣総理大臣外関係大臣
マンション等被災住宅の再建促進をはかるための意見書	3. 24	内閣総理大臣外関係大臣
港湾・海岸整備に対する意見書	9. 26	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備に関する意見書	12. 21	内閣総理大臣外関係大臣

意見書	提出年月日	提出先
地震災害に対する保険・共済制度の創設を求める意見書	H 8. 3. 22	内閣総理大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災の被災者への個人補償と震災復興財源の確保を求める意見書	3. 22	内閣総理大臣外関係大臣
第9次治水事業5箇年計画の投資規模の拡大と治水事業の強力な推進に関する意見書	7. 4	内閣総理大臣外関係大臣
第11次道路整備5箇年計画の完全達成に関する意見書	9. 20	内閣総理大臣外関係大臣
被災地における教員定数・学級定員の特例措置を求める意見書	9. 20	内閣総理大臣 文部大臣
阪神・淡路大震災の被災者に個人補償を求める意見書	12. 24	内閣総理大臣外関係大臣
激甚災害における被災者への公的助成の実現を求める意見書	H 9. 3. 24	内閣総理大臣外関係大臣
「災害被災者等支援法案」の早期審議と成立を求める決議	6. 16	
第4次急傾斜地崩壊対策事業5箇年計画の投資規模の拡大と急傾斜地崩壊対策事業の強力な推進に関する意見書	9. 26	内閣総理大臣外関係大臣
災害救助法の抜本的改正を求める意見書	9. 26	内閣総理大臣外関係大臣
災害援護資金貸付けの利率を軽減するよう求める意見書	9. 26	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件の改善を求める意見書	9. 26	内閣総理大臣外関係大臣
教員定数・学級定員にかかわる意見書	9. 26	内閣総理大臣外関係大臣
災害被災者等支援法案の早期成立を求める決議	9. 26	
教育条件の改善を求める意見書	H10. 9. 25	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件の整備を求める意見書	9. 25	内閣総理大臣外関係大臣
失業・雇用について緊急な対応を求める意見書	9. 25	内閣総理大臣外関係大臣
道路整備の促進と事業費の確保に関する意見書	12. 22	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備にかかわる意見書	H11. 9. 22	内閣総理大臣外関係大臣
「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意見書	H12. 9. 21	東参河院議長、内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備を求める意見書	9. 21	内閣総理大臣外関係大臣

5. 講演会の開催

平成10. 10. 27 議会防災講演会（西宮市役所東館8階大ホール）

テーマ 六甲山地とその周辺の活断層－大地震との関連－

講師 岡田篤正（京都大学大学院理学研究科教授、理学博士）

受講者 市議会議員39人、市職員88人

※講演記録誌が作成され、関係者に配付された。

6章 災害応急対策

1節 消火活動

消防局は、市街地全域に及ぶ倒壊現場からの救助要請と同時多発火災に対処するため消火隊と救助隊の部隊統制を実施し、全消防署に「火災の鎮圧と人命救助を最優先し最善の行動をとるよう」指令した。火災発生区域は木造家屋が多く延焼拡大が懸念されるため、「1火災現場1ポンプ」を基本戦術に各署の活動を統制し、管轄を外した部隊編成を実施した。また、同時災害に対処するため火災出動は、緊急通報と望楼で確認した火災状況を総合検討し出動体制を判断した。非常招集職員には参集者が1個分隊に達する毎に、広報車、軽自動車等あらゆる車両を利用し出動させ、また、住民が実施した消火器やバケツリレーによる初期消火により、幸いにして大規模な延焼拡大を回避することができた。

震災から3日間の火災は41件で、住民が初期消火を実施した28件の火災のうち4件は消防隊の手を経ず消火に成功している。一方、消防隊は消火栓が断水したため、防火水槽、井戸、プール、受水槽、池をはじめ、水量の少ない河川、溝川から土嚢、ビニールシート、瓦礫等を利用し取水した。これは平成6年9月に、「異常濁水に伴う特別消防体制」を全署と消防団に通知、徹底したことが功を奏したものである。

1. 職員の参集状況

発災時、当務の勤務職員は90人であったが、他の職員は地震発生と同時に消防署に自発的に参集し、1時間以内で40人、2時間以内で延90人、3時間以内で延160人が参集し、当務員と合わせ78%の職員を確保した。

職員参集状況			消防吏員337人（研修、病気療養中16人）		
時間経過	参集人員	確保職員数	時間経過	参集人員	確保職員数
震災直後		90人	4時間以内	23人	273人
1時間以内	40人	130人	5時間以内	18人	291人
2時間以内	50人	180人	6時間以内	7人	298人
3時間以内	70人	250人	6時間以後	23人	321人

2. 緊急通報受信状況

119番通報を受信する消防局管制室も激震により各機器が転倒、停電状態となったが、幸い119番受信及び消防無線は正常に機能した。発災直後から市内31回線のうち衛星回線を除く29回線から119番通報が殺到し、その内容は家屋倒壊による救助要請とガス漏れ通報がほとんどであった。

1月17日の119番受信状況は4,420件、各消防署への駆けつけ及び加入電話による通報が529件に達した。

3. 消防団の活動

本市の消防団は1本部33分団731人（平成7年1月1日現在）から構成され、全市を網羅しポンプ車や資機材を備えていた。震災から3日間の火災41件のうち、広田町の火災は18棟1,422㎡を全焼し、震災活動で一番大きな火災となった。この火災は近くに居住する団員が消防車で駆けつけたが、同時多発の災害により当初、応援部隊もなく1台での活動となった。付近マンションの防火水槽から取水し懸命の消火作業をしていたが、火勢は衰えず水槽の水が底をついたため、土嚢、瓦礫、植木鉢等を川に投げ入れ取水し、長時間の消火活動により大規模な延焼拡大を回避した。また、高木西町で9棟572㎡が、門戸岡田町で1棟110㎡が全半焼する火災が発生したが、これも管轄分団が駆けつけ農業用水、四十谷川から瓦礫等により取水し延焼拡大を阻止した。

1月17日から19日までの消火活動に延104台、647人が出動した。

.....

「火災から町を救った住民と消防団」

「各隊に告ぐ。火災の鎮圧および人命救助を最優先し最善の行動を取れ！」と全体に向けて発したのが、この先数十時間にわたり無線統制についた管制室員の第一声である。

市街地全域に及ぶ倒壊家屋からの救出要請と同時多発火災の双方に対応するため、各署の活動を本部の直轄指揮下に置き、管轄を外した部隊編成を実施した。特に火災は延焼拡大が危惧されたため、全ての火災現場に消防隊を投入する総火がかり制（1現場1ポンプ）を基本戦術とした。非常召集者が参集し、1分隊に達する毎に軽四輪車等あらゆる車両に可搬式ポンプやホースを積載させ現場に投入した。

しかし、続発火災のため、消防隊は転戦に次ぐ転戦を重ねた。そのため完全鎮火まで現場に留めることは出来ず、延長したホースを放置し、火勢鎮圧の状態での火災現場に出動させざるを得なかった。また救出要請のため放水を中断する現場も見られた。

火災の発生件数は地震直後22件、3日間で41件、119番通報が17日だけで4千件を超えた現実是我々の消防力を遥かに上回る災害であり衝撃を受けたが、風が弱く延焼速度が遅かった、市場や危険物施設での発生が無かった、早朝のため強力な消防団員の参集が迅速に得られた等好条件があったことを忘れてはならない。

今回の出火原因は電気ストーブや熱帯魚用水槽のヒーター等通電再開に伴う電気火災が多発した。関東大震災では薬品やかまど、十勝沖地震では石油ストーブが主因

.....

消防部長（当時消防課長）岸本 正

である。まさに時代の特徴は出火原因に表れている。地震時の心得に「電気ブレーカーを切れ」を追加し徹底を図っているところである。

また、市街地火災は最初の3時間が勝負と言われている。現場へ急行中の消防隊員が市民に救助活動を求められ消火に回れなかったケースが相次いだ。積載していた救助資材を貸与し理解を得た現場もあった。自主防災組織に配備した資器材の装備並びに取り扱い訓練を益々充実させたい。

今回の震災を機に、市内事業所の協力を頂き消防局、消防団に続く第三の消防隊「西宮市消防協力隊」が誕生した。各事業所の保有する資器材を活用して周辺の地域に出動し、消火、救出、救助活動を行うもので昼間は若、壮年男性が少ない地域防災活動に大きな期待が寄せられる。

この度の消防活動を振り返る時、市民と消防団の協力があったこそ凌げたと感謝します。市民の防災意識の高さが、各現場でリーダーを出現させ行動に表れました。

また、自ら被災者でありながらも死の恐怖をかいくぐって消火、救出活動を長期間行った消防職員、団員の崇高な郷土愛、人間愛、使命感を生涯誇りに思います。

今後とも、今回の震災を教訓にして更なる防災体制の確立に努め、災害に強い住み良い西宮の実現のために頑張ってください。

それが尊い犠牲者に応える我々消防の使命である。

2 節 救助・救急活動

1. 救助活動

消防局は同時多発の倒壊現場から要救助者を生存救出するには、発災から72時間（3日間）が限界であると強い危機感を持ち、不眠不休の救助体制を敷いた。部隊編制は救助工作車、ポンプ車、広報車、救急車を中心に「1現場1台」を基本戦術とした。出動隊は団員、警察官、自衛隊と協力しながら、付近住民の協力を得て昼夜に及ぶ現場活動で転戦を重ねた。チェーンソー等の資器材は長時間の使用により故障、燃料切れとなり、活動は斧、パール、鋸等の人力による手作業で難航した。また、瓦礫の山と化した耐火建築物の救助現場は、人員の大量投入と重機が必要であり、警察、自衛隊、市災害対策本部と調整しながら救助活動を展開した。消防局の全救出人員658人のほとんどにあたる653人（生存348人）を発災から3日間で救出し、全救助活動に延756台、6,014人を出動させた。

また、震災当日の11時03分三田市消防本部が県内第1陣として、また、12時35分大阪市消防局が県外第1陣として応援に駆け付け、発災から3日間に11消防本部、4消防団から延37台、147人の献身的な消火、救助、救急活動の応援を受けた。この阪神・淡路大震災に対する全国規模の広域応援により、後に緊急消防援助隊が発足した。

その後1月22日からは、活動の主眼を行方不明者の捜索に重点を置き、南部市街地の全住居を消防局、警察、自衛隊合同で、死亡、避難、医療機関収容リストと照合しながら徒歩により確認調査（ローラー作戦）を実施した。

2. 消防団の活動

団員も「自分たちの街は自分たちで守る」という使命感に燃え、自らが被災者にもかかわらず直ちに出勤し、瓦礫と化した倒壊現場で不眠不休の救出活動を懸命に続け、多くの住民を救出した。この救助活動に延314台、3,328人が従事した。

3. 救急活動

救急活動は、同時多発の災害事案に対処するため重症者を優先対応した。出勤事案はクラッシュ症候群（挫滅症候群）等の重症者と手術不可能による医療機関からの転院搬送が多く、1月17日から22日までの救急活動に延507件出動し、506人を搬送した。

また、阪神・淡路大震災のヘリコプターによる最初の救急搬送となった大阪市消防局の航空隊が、1月17日14時58分、血液製剤を積んで市立中央運動公園に到着、折返しクラッシュ症候群の患者を阪大特殊救急部へ搬送し救命に成功した。阪神・淡路大震災による1月17日から31日までのヘリコプターの救急搬送は延68件で、このうち西宮市は17件、17人であった。

「阪神・淡路大震災の復旧に携わった西宮市の一職員として」

北口南開発事務所 技師 東 勝之

平成7年1月17日早朝の地震後、自宅を出て西宮に近づくにつれ、倒壊した家屋や、新幹線軌道の落橋、道路の陥没等々を目にし、この地震の凄さを実感した記憶がある。午前10時ごろに事務所に到着し、すぐ本庁に自転車で移動後、市役所近くの2階建住宅の2階にお婆さんがおり、階段部が壊れたため降りてこれないとの通報で、2階の窓に梯子をかけて背中におんぶして降ろしたことを思い出す。この時点では、市役所内は騒然としており、誰に何を聞いていいのかわからないような状態であったと思う。

その後当時の部長と事務所に戻り、西宮北口の北東地区方面の状況を確認すべく北口町、高木西・東町等を見て回った。この地区は、現在震災復興事業が行われているように、市内でも被災状況が極めてひどい地区であった。家屋の下敷きになって、救出をもとめている人がおり、住んでいたと思われるが声をかけても返事のない倒壊家屋もあり、とにかくひどい状態であった。人の手だけではどうにもならない状況であり、何らかの道具か、重機がないと救いたくても手の出しようがなかった。日が暮れると救出作業もやめざるを得ない状態となり、救

出できずに日没という日が過ぎていった。そうこうしているうちに重機等の手配ができ、まず、道路上に倒れている建物等を敷地内に押し込み、重機の移動スペースをつくっていった。それから、声をかけて返答のある倒壊建物から優先に救出していった。その後、2階建が1階建になってしまい、返答はないが老夫婦が1階で寝ていたはずの建物を重機でおそろおそろ解体していたその時、タンスの下敷きになった老夫婦が見つかり、死んでいるだろうと思っていたがご主人の方は生きていたのである。すぐに救急車の手配をし、病院に搬送され一命を取り留めたと聞く。

ただし、ご主人は生きていたのだが、奥さんは地震直

後は生きていたが、救出される数日前に手が冷たくなったとご主人の談をその後の新聞で読んだ記憶がある。もう少し早く救出してあげられたらと後悔の思いが残る。ただ、立ち会っていただいた身内の方にも、おそらく生きておられないだろうということで重機作業を了解いただいて作業していただけに、生きていることを確認した時の喜びは計り知れないものがあつたのではないかと思う。

この後の自衛隊等との救出作業では、何人かの亡くなられた方の遺体収容になってしまったと記憶する。あの忌まわしい地震からはや5年が過ぎようとし、その記憶が薄れつつある今、同じ経験を二度としたくないと願う。

3 節 避難勧告

今回の地震の強いゆれによって、六甲山系山麓部の住宅地である仁川百合野町で地滑りが発生し34人が死亡した。また、苦楽園四番町、宝生ヶ丘1・2丁目、生瀬高台で崖崩れが発生し、宝生ヶ丘1・2丁目では1人が死亡したが、余震や降雨により、さらに崩壊する恐れがあるため避難勧告を発令した。

避難勧告の発令状況

地 区	日 時	対象者数	内 容
仁川百合野町	平成7年1月20日	50世帯 100人	避難勧告
	平成7年2月16日		避難勧告を解除
苦楽園四番町	平成7年1月21日	80世帯 240人	避難勧告
	平成7年2月3日		避難勧告を一部解除
	平成7年2月16日		避難勧告を一部解除
	平成8年10月1日		避難勧告を解除
生瀬高台	平成7年1月20日	35世帯 100人	避難勧告
	平成7年2月3日		避難勧告を一部解除
	平成7年2月16日		避難勧告を解除
宝生ヶ丘1・2丁目	平成7年1月20日	142世帯 420人	避難勧告
	平成7年2月3日	5世帯 13人	避難勧告を一部解除
	平成7年2月16日		避難勧告を一部解除
	平成8年6月21日		追加勧告 (防災工事中に崖崩れ発生のため)
	平成9年3月25日	11世帯 33人	避難勧告を一部解除
	平成9年6月16日	16世帯 56人	避難勧告を解除

4 節 情報提供及び震災関連相談

震災当時、情報を求めて多くの市民が殺到した。窓口での対応のほか、さまざまな手段で情報提供を行った。

1. 情報提供

(1) 地震災害広報の発行

震災後、平成7年1月23日から約2カ月間、9回にわたり、延べ180万部の地震災害広報を発行し、被災状況のほか給水場所、義援金や仮設住宅情報などを提供した。

平成7年3月25日から年末まで、月2回発行する市政ニュースに「地震災害対策特別号」の面を設けて、引き続き情報提供を行った。また、平成8年以降も、震災関連情報を重点的に掲載して情報提供に努めた。

(2) CATV災害等緊急情報提供システム

CATV（ケーブルテレビ）については、平成4年11月に放送が開始されると同時に市は行政チャンネルにおいて自主制作番組を放送してきた。震災発生以降は災害情報を優先的に放送し、放送機器稼動可能後は、映像担当職員がCATV局から生放送するなど、最新情報を24時間更新し、行政情報の報道に努めた。

(3) 報道機関への情報提供

迅速かつ正確な災害情報、救援情報及び行政情報を被災した市民はもとより全国に向けて発信するため、西宮市政記者クラブ加盟の8社を中心に、在阪テレビ・ラジオ局や各地の新聞社、テレビ局など報道機関への情報提供を積極的に行った。

(4) 外国版市政ニュースの発行

震災後、市内の外国人向けに市政ニュースの抜粋版を英語・中国語・ハンゲルの3ヶ国語で発行した。平成7年8月から平成12年3月までに発行は20号に及んでいる。ニュースの内容は、災害公営住宅の入居者の募集、義援金、保健、福祉など多岐にわたっている。

2. 震災関連相談

(1) 震災復興特別相談（住宅融資、借地・借家問題など総合的な相談）

実施状況

年 度	開催回数	相談件数
平成6年度	1	920
7年度	4	605
8年度	4	457
9年度	2	131
10年度	2	147

(2) 主な震災関連相談

実施状況

内 容	日 時	件 数
震災に伴う特別法律相談	H7.1.25～3.31	2,417
市民生活相談のうち法律相談	H7.4.1～H8.9.30	3,015
震災土曜一斉法律相談	H7.5.20・9.30	137
『地震災害に伴う法律問題のQ&A』	H7.3発行（計1万8千部）	
震災に係る労働相談	H7.4.27～H10.3.31	756
震災に係る外国人からの相談	H7.1.25～H10.3.31	91

.....

「震災時の市民との対応」

市民総務課課長補佐（当時市民相談課課長補佐）厚治 幸子

震災後5年が瞬く間に経ち、断片的な記憶しか残っておらず、当時何の記録もしなかった事が悔やまれる。

私は当時市民相談課で総合案内窓口業務を担当していた。

震災当日は252会議室への職員呼び出しに応じ、災害対策本部の仕事の一部をする事となった。当日は電話の対応に追われたが、来庁者はまだ少なかった。252会議室は電話がひっきりなしにかかり、喧噪の中にあった。当日の電話で記憶しているものに、市外の母親から「娘がマンションに住んでいるが大丈夫だろうか」との問い合わせに、自宅から職場までの間にはアパート・古い民家の倒壊はあったが、マンションの倒壊は見ておらず、「大丈夫でしょう」と答えたが、全くの情報不足であった。見直しされた防災計画では、当日見聞きした事は本部事務局に報告するようになっているが、誰が従事してもわかる様に情報を張り出す必要がある。翌日からは、行政の対応を大きく書いて張り出されるようになり、電話対応も一定の内容で応答できるようになったが、その内容は刻々と変化した。

各担当部の動きを職員に伝わる様にしなければいけない。全体の様子が現場職員には伝達されず、職員個人の判断で対応した部分がかかなりあった様に思う。

1週間経った頃だったのだろうか、「被災届」を市民が自発的に申請する様になり、252会議室の前は市民で溢

れた。受け付けられた届書を町名毎の番地順に整理した事で、安否の問い合わせに対応する事が出来るようになったが、大変な数であった。

252会議室での仕事に追われている間に本来の仕事である総合案内所は黒山の人だかりとなっていた。総合案内所は震災当日から警備会社の職員が従事していた。2、3日は訪れる人も少なかったが、1週間経った頃には、水・シート・食糧等の配給物資の事、被災届や証明などの問い合わせの人で溢れるようになった。職員も市民も初めての事。何処で何がされているのか、情報不足で案内に困った。252会議室の情報収集と、また庁内外をまわり、何の事務・作業をしているかを確認する事から毎日の案内業務をスタートさせた。その中で、シートの配布は担当者と上手く連携がとれ、案内がスムーズに行った。反対に被災者証明は何処でしているのか、担当はどこなのか。苦情を一番沢山聞いた様に思う。1日5～6千人の人達の対応に追われ職員は次々に声を哽らし風邪を引き倒れた。案内業務は、正確な情報が必要となる。朝確認して張り紙をしたにも関わらず、昼には何の連絡も無しに場所が変わったりしていた。

災害時にすぐ対応できるように業務と従事場所（会議室等）、担当課は毎年防災計画見直し時に決めておけば、今回の震災の教訓が生かされた事になるだろう。

.....

5 節 災害ボランティア活動

1. 災害ボランティアとの連携

震災前の西宮市地域防災計画では、災害規模に応じて民間団体等に協力を要請し、避難所での奉仕、炊出しの奉仕、救援物資の整理や配分などの応急対策にあたるとしていた。しかし、今回の震災では多くの市民が被災したため、市内の民間団体等に災害救援活動を要請することは困難となり、災害救援活動における「隣保互助、民間団体活用」という計画は全く機能することができなかった。

このような状況の中で、多くのボランティアが震災直後から市役所に集まり始めたが、市としても初めての経験であり、当初はどこが受け入れを担うのかも明らかでなかった。そこで、震災翌日の災害対策本部会議で、市職員とボランティアの動員の一元化を図るため、ボランティアの窓口を人事部（災害対策本部組織の動員部）とし、ようやく組織的な対応体制が整えられた。

ボランティアの担当窓口となった人事部が、日々殺到するボランティアへの対応に追われる中、人手を必要とする各部門に対して円滑かつ効率的にボランティアを派遣する組織的な体制を整備することが緊急の課題となった。このため、本庁や避難所で活動していたボーイスカウトなどのボランティアグループを中心に、ボランティアのネットワーク作りを目指して市とボランティア代表者との話し合いが進められた結果、市内で活動していた社会福祉協議会、YMCA、応援する市民の会、関西NGO、関西学院、ガールスカウト等のボランティア団体の賛同を得て、2月1日に「西宮ボランティアネットワーク（NVN）」が結成された。その目的は、ボランティア団体や個人ボランティアの災害救援活動が効率的かつ円滑に進められるよう、情報の収集・提供を行い、市と協力してボランティア活動を支援することであった。

2. 災害ボランティアの活動状況

災害ボランティアの活動は、避難所での世話、給水の補助、救援物資の仕分け配布、避難所における老人の介護、被災証明受付会場での整理など多岐にわたった。

医師、看護婦、建築士等の専門ボランティアについては、保健環境部、建築部等関係部局において対応し、特に医療ボランティアについては民間の団体「関西NGO」が受付及び派遣の手配を行った。

3. 活動者数

(1) 登録申出人数

震災直後から市が受け付けたボランティアの人数は、電話による申し出を含め13,000人を超えた（平成7年3月末日現在）。なお、1月21日は、最も受付が多く1,414人であった。

NVNの調べでは、地震のあった1月17日から4月30日までの間にNVNに登録のあった人数は、YMCAほかNVNの構成団体への登録もあわせて約21,700人（うちNVNに直接登録した人数は約7,100人）であった。

(2) 参加延べ人数

救援物資集積所、給水、避難所等市の用務に参加し、市が把握できたボランティアの人数は延べ21,931人（3月末現在）にのぼった。また、市の用務と別に市内で多くのボランティアが活動し、その人数は、NVNの調べでは1月17日から4月30日までの間で約117,000人（一部市の用務に従事した者と重複）となっている。

.....

「震災とボランティア＝新しい文化の創造＝」

特定非営利活動法人日本災害救援ボランティアネットワーク
理事長 田中 稔昭

ある講演会で“大災害は新たな文化を創造する”という話を聞いて、頷けると思った。今日こそボランティアとかNPOという言葉が日常的に使用されるようになったが、震災前は馴染みのない言葉で、その持つ意味す

らも分かっていなかったように思う。阪神・淡路大震災では150万人と言われるボランティアが活動したが、このボランティア活動は、従来の概念になかった新しい文化を生み出したと考えることができる。我々の組織は、この新しい文化の潮流に乗って生まれた、言わば震災の申し児と言えるのではなからうか。

我々の組織の前身である西宮ボランティアネットワークは、ボランティア団体など13団体によって結成され、平成7年の2月から西宮市役所の地下駐車場を拠点として活動を始めている（その後、平成8年1月に現在の名称に変更し、平成11年4月には兵庫県で第1号のNPO法人となった）。当時、被災地ではいろいろな救援組織が結成されたが、我々の組織は、行政と連携しながら救援活動を行ったということで、他の救援団体とは違った特色がある。行政と連携して救援する方式は大変有効であったと評価され、「西宮方式」と呼ばれて全国的にも注目を浴びた。ボランティアと行政が連携するというのも新しい文化の芽生えと捉えることもできるであろう。平成7年5月に、“みやこフェスティバル”が開催され、その会場で市長と市民からボランティアに感謝のことが述べられた。この行事を境に、多くのボランティアが被災地を去っていった。ボランティアの帰郷を契機

に組織存続の可否が議論され、その結論は、「貴重な体験を後世に伝承し、今後の災害に生かすことが我々に与えられた使命だ」ということとなり、活動を継続することを選択した。この時期の議論が以降の活動方針を決めるベースになっている。

その後、阪神・淡路大震災の経験を生かす機会は次々と訪れた。平成9年1月のロシアタンカーによる重油流出事故では、ボランティアセンターの立ち上げ支援や後方支援で教訓を生かすことができた。また、海外の災害救援として関わった平成8年3月のインドネシア・ビアク島の津波災害では、日本国内で救援資金を募り、被災地で物資を調達して被災地に直接届ける活動を展開した。その後起こったトルコや台湾地震などでも被災地を訪問して同様の支援をしている。

あの大地震で学んだことの一つは、ネットワークの重要性だった。この教訓をもとに、西宮市や阪神間、或いは全国的なネットワークづくりにも取り組んでいる。

阪神・淡路大震災で新しい文化が生まれたと判断するのは時期尚早かもしれないが、「ボランティアを含んだ新しい市民社会」は、21世紀の文化を形成する中核になると確信する。大地震を経験した西宮の地から、新しい文化を育むような情報発信を続けたいと考えている。

「行政とボランティアが残したもの」

職員課主事 大西 貴之

「これが地震なら、体験したことのない大きな揺れだ。」とっさにそう感じた。直後、妻が機転を利かし、神戸の姉家族の無事を確認した。この事が窮地の中で心のふれあいと行政としての立場を改めて考えさせられることとなろうとは思ってもよらなかった。

職場へ向かう途中、武庫川を越えた辺りから建物の状況が一変した。連絡のつかない妻の両親への不安が募り、居てもたまたま、気がつけばバイクを妻の実家の方へと急がせていた。家屋は半壊。幸いにも両親に怪我はなく、姉家族の無事も知らせる事ができた。また、その時に駆けつけてきた義兄の父は、孫である生後間もない姪の無事を知り、張りつめていた不安と緊張の糸が一気に切れたのか涙ながらに私の手を握りしめ、発した言葉も嗚咽で聞き取れないほどだった。まず職場に向かわなかった私の行動は非難されるかもしれない。しかし、身内の安否の確認ができたこと、義兄の父の姿を思うだけで復興にあたる市職員としての自覚が確固たるものとなったのも事実であった。

一方、本庁舎では震災当日からボランティア希望者が人事部に集結していた。我々の仕事は彼らの受付と現場への手配だった。しかし数日後には、業務とボランティアの人数とにアンバランスが出始める様になっていた。これは殆どの場合、我々がそれまでの行政としての仕事という面でしか情報を入手できなかったからに他ならな

かった。

「それは行政の仕事で、ボランティアのやることではない。職員やアルバイトでやることだ。」こう非難されたことがあった。慈善心や人とのふれあいを基本としたボランティアと効率性を求めた行政側との葛藤が如実に示された言葉である。この両者の利点を生かす方法を模索するなかで生まれたのが、行政とボランティアとの連携、いわゆる“西宮方式”だった。これによりボランティアのネットワーク化がなされ、彼らのノウハウが発揮されることとなった。行政側は情報提供と後方支援に徹した訳である。

震災でできあがったボランティアとの連携、これは市民に対する“更なる心の支援”をも手に入れたに等しいと思う。当初、行政として復興を思うがあまり“顔の見えない、心の届かない業務”をこなす形になっていなかったのだろうか。それを考え直す機会を与えてくれたのがボランティアの精神だったと振り返る。もし今維持されているこの信頼関係が断ち切れ、再度混乱の中で短時間にこの関係を構築するとなれば、至難を極めるだろう。震災で、多くの人や物を失った我々だが、行政に携わる者であるからこそ、いざという時に頼れる、目には見えない大きな心の支援・ふれあいを得た事は、今後も忘れてはならない大きな財産として残してゆかねばならない。

6 節 避難所の設置・運営

1. 避難所の開設

地震直後から多くの市民が公共施設や民間施設に避難を始めた。避難所となった主な施設は、市立学校園59カ所、公民館17カ所、体育館6カ所、地区市民館18カ所、共同利用施設等8カ所、民間施設約80カ所などであった。

地域防災計画で指定されている104カ所の避難所以外に、幼稚園、県立高校、大学等の私立学校、保育所、福祉施設、住宅集会所、自治会館、教会、寺、神社、病院、寮等多くの公共施設や民間施設も避難所となった。なお、避難者が集団で長期的に屋外生活を送るテント村の出現等が他市で見受けられたが、本市においては大きな問題とはならなかった。

2. 避難所・避難者数の推移

避難者数は、1月19日には開設期間中最大の44,351人に、避難所数は1月20日に最大の194カ所に達した。

その後、ライフラインの復旧と応急仮設住宅の募集が進み、避難者数も少しずつ減少していった。その間、避難者の自立計画及び応急仮設住宅に関する意向、実情を把握するための調査を実施するとともに、避難所の集約化に取り組んだ。こうした取り組みもあって、幸いにも、避難者の仮設住宅等への移行が他市に比べると早期に進むこととなり、9月30日をもって全ての避難所が解消されるに至った。

(各月1日現在)

月	避難所数	避難者数	
1	172カ所	39,888人	※1/18現在
2	167	20,877	
3	141	9,798	
4	122	5,827	
5	103	3,882	
6	85	2,149	
7	52	961	
8	47	661	
9	6	22	※9/30に解消

3. 避難所の管理運営

避難所となった各施設では、市災害対策本部避難所管理担当（避難所本部）との連絡・調整のもと、学校長はじめ教職員や、地域住民・団体、全国各地からかけつけて来たボランティア、他の自治体職員等によって避難所の運営が行われた。

避難所では、NTTによる臨時特設公衆電話・FAX設置をはじめ、テレビ・ラジオや仮設トイレ、断熱材・畳の設置などの生活環境整備を実施した。また、救援の医療チームを中心に被災者の救護を行う救護所を開設した。なお、震災当日から食事の配給を行い、8月27日までの間、避難所延べ20,660カ所で4,883,342食を配給した。

4. 二次避難所の開設

避難所等の高齢被災者のうち、ADL（日常生活動作）の低下等健康に不安のある者を環境条件の整った二次避難所（老人保養施設「かぶとやま荘」）へ一時的に受け入れ健康回復を図ることを目的として、3月1日より6月30日まで開設した。25人（うち3人付き添い）を受け入れた。

.....

「避難所運営のむつかしさ」

二千人を越える大規模避難所であり、45名の方のご遺体の安置所でもあった香櫨園小学校の場合は、避難所の自治組織が早期に確立され、避難所運営がうまくいった一つの事例である。同校避難所は本部を校長室に設定し、同校のみならず香櫨園市民館、大谷美術館、甲陽学院中学校の避難所も統括管理していたが、同校は5月28日という比較的早い時期に避難所解消が可能となった。

避難所運営には同校校区の各種団体連絡協議会（各町自治会、青少年愛護協議会、環境衛生協議会、地区連合婦人会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、体育振興会、小学校PTA、子ども会協議会、民生・児童委員、コミュニティ協会）が有機的に機能した。組織の主だった方々は、月1回の定例会や諸行事でお互い顔馴染みであり、平素から学校に出入りされており、学校の施設備品についても大方知っておられた。断水の中でも口コミにより井戸水情報をいち早くキャッチし、震災当夜から青愛協のもちつき大会用のカマ等で避難者自身で炊き出しも行っている。

また、避難者間のトラブルに対しても「同じ避難者である我々で話し合う。」と積極的に中に入り、平穏に解決することができた。

（以上は、数多くの避難所の中の一例として、当時の

教育次長（当時教育委員会総務部長）左海 紀和
香櫨園小教頭の記憶にもとづくものである）

当時の本市防災計画にもとづく避難所開設・運営は原則的には全て行政の責任において行うこととなっていたが、実際の避難所運営は個々の避難所によって色々な形があった。多くの避難所でボランティアがその中心的役割を果たしたと思われる。しかし、ボランティアの活躍にもかかわらず運営が円滑にいかなかった避難所もある。ボランティア組織が確立されていない場合、ボランティア間の意見の食い違いや、避難者との軋轢等で避難所運営が行き詰まった例も見受けられた。ボランティア同士がまた地域住民と普段からの顔見知りでないことも原因であったのだろうか。学校避難所では、制度的には認知されていなかったが、教職員が多くの役割を果たし、色々な困難はありながらも比較的安定した避難所運営が行われた。

こういった教訓を踏まえて、教職員が避難所業務に就くことが限定的ではあるが制度化された。また各地域に自主防災組織が次々と結成されたことは、大変有意義なことと思う。今後は行政職員、学校職員、地域自主防災組織、ボランティア等の役割分担と連携を図る基本的なシステムのもと、実際の場面で有効に機能するような訓練と意識づけが必要と考える。

7節 救援物資の受け入れ・配布

物資供給班では、食糧・水・医薬品以外の救援物資について、次のとおり受け入れを行い、配布した。

全国の個人や自治体、企業他各団体から寄せられた救援物資は、当初は本庁玄関前、市民会館、同西側駐車場に搬入したが、収めきれず市内の計16カ所の体育館などに分けて保管、最終的には海清寺公園に設置したテント、JR西ノ宮駅前テントなどに搬入した。

救援物資の主なものは、毛布、衣類、タオル、自転車、紙オムツ、洗剤、コンロ、カイロ、ポリタンクなどで、総重量は2,250トンに達した。

これらの救援物資は、各避難所に送付したほか、市民に直接配布した。救援物資の整理、分類、配布などの作業には、多くの人手、時間が必要であったが、西宮青年会議所、西宮ボランティアネットワークのほか、地域の各種団体の協力を得て行った。

今後は、救援物資の緊急一時保管場所について、地域的配分も考慮し、あらかじめ指定しておくとともに、避難所等への物資の配布が適切かつ円滑に行われるようなシステムづくりに取り組む必要がある。

「物資供給班を担当して思うこと」

平成7年1月17日、西宮市北部の名塩にある我が家は大した被害もなく、また停電でテレビもつかなかったため、私は名塩の近辺だけがひどく揺れたのだらうと思い、ただひたすら出勤を急いだ。阪急バス、そしてJRは運休になっていたため、宝塚駅まで歩いていくうちに、ようやく薄はんやりとこれは相当な被害が出ているらしいと思い始めたが、詳しいことは何も分からない。道を急ぐ途中、けが人や新幹線高架橋の落下を目の当たりにして、鳥肌が立ち、気持ちだけが焦った。都合、家から4時間近くかかって午前11時頃市役所に着くと、役所の中は足の踏み場もない程机や椅子が散乱し、職員もごく少数しか出勤していない状態であった。

ここに至って、これは容易ならざる事態が発生したのだと確信したが、全貌は分からないまま、未確認情報として避難者が出ている模様なので、毛布を1千枚程調達することになり、業者に電話をかけたが全く通じない。そのうち、電話そのものがかかりにくくなる中で、ようやく大阪、三田の市役所に電話が通じたものの、道路が通れないため、持っていく方法がないとの返事。夕方に至って、自衛隊から5～6千枚届けてもらう目途がついてホッとしたのも東の間、避難者は1万人を超えるのではないか、いや数万人にも上るのではないかとの情報が入り乱れ、事態は混乱の度合いを深めていった。

こんな状態で4～5日は瞬く間に過ぎ、新たに問題になったのが救援物資として個人から送られてくる郵バツ

議会事務局長(当時財政課長)伊東 信博
クの送料の免除申請であった。当初、免除の取り扱いを受けた先進事例の反省から、本市では慎重な対応に終始していたが、神戸市が申請したこともあって、一転して本市も免除の取り扱いを受けることになった。

この結果、全国各地から郵パックが続々と届き始め、来る日も来る日も、その対応と整理に追われ、パックでパニックになったのである。物資供給部の代表電話は、「今、何が不足していますか」「どこに送ればいいのですか」との問い合わせで24時間鳴りっ放し、また続々と届く救援物資の集積場所として、市内の避難所になっていない体育館は全て満杯となり、保管場所の確保が追いつかないのである。というのは、郵パックの箱の中には古着からインスタント食品まで様々な品物が入っているため、一度開封して仕分けをしなければ、被災者の方に配れないのである。このため、この仕分け作業に多くのボランティアの方々のお手を煩わした。特に、古着については、手間暇をかけた割には、ほとんどの被災者から見向きもされず、結果として混乱に拍車をかけ、善意の押し売りにしかならなかったことを記憶にとどめておいてほしいと思う。

そして、この教訓を全国に発信し、今後、仮にこうした被災者救援を行う場合には、古着の送付は極力避けるとともに、その他の救援物資についても種類を分けて梱包し、箱に内容物の表示をしておくことだけは最低限のルールとして守りたいものである。

8 節 応急給水

これまで、全市的な断水の経験がなかったこともあり、応急給水は多忙を極めた。1月17日から3月7日までの50日間、ピーク時に194カ所あった避難所のうち、小・中学校などを中心に約40カ所で給水車による応急給水を行った。

応急給水に従事した応援人員数は、他都市、自衛隊、民間団体等から延べ3,300団体、10,344人にもなり、給水車両は延べ5,736台、給水量は50,183㎥となった。

なお、ピーク時（2月9日）には、1日100団体、300人にのぼり、給水車両も156台動員され、99カ所に1,516㎥を給水した。

また、昭和60年に西宮東高校グラウンド地下に埋設した耐震型緊急貯水槽（100㎥）からも、くみ上げポンプにより応急給水した。

水道局の取り組み以外にも、消防団員が、1月20日から1カ月間、熊本県や滋賀県で調達した簡易タンクを消防団車両に積載し、給水が特に不足した市内の断水地域を回った。この活動に消防団から延567台、2,191人が従事した。

「兵庫県南部地震 “私と給水”」

突然襲った大地震、家はメチャメチャ、余震をおそれて身の回り品だけを家の外に出して夜が明けるのを待つ。家族は、全員無事であった。それだけでもありがたい。

とりあえず、妻と子供に近所の学校へ避難するように指示して、そのまま職場へ行く。

9時頃に職場に着いた。管理者の陣頭指揮で動ける者が動いた。市内の被害状況は？情報は？浄水場は大丈夫か？確認の電話をするが電話が通じない。

市民も動揺してるはず。広報車を出せ……。市内を4カ所に分けて2人ずつ組んで広報活動をする。帰局後、自分たちで確認した市内の道路情報等を地図上に印す。

応急給水用に給水車を17台用意できた。まず、市内の17中学校を給水拠点とし、各車2名ずつの34名の職員を確保して、給水は24時間体制でやることに決定した。しかし、昼頃に出発した給水車が、市内道路の大渋滞で最も早く給水場所に着いたのが夕方であった。

水道局のすべての電話が鳴りだしてきた。深夜には、他自治体の応援給水車も到着し、またこれから応援給水車を出すという電話もジャンジャンかかってきた。その対応をしているうちにいつのまにか給水を担当していた。各自治体等からの応援給水車の受け入れとその配車、

水道局庶務課課長補佐（当時庶務課主査）田中 博
給水車の派遣要請は多いが、給水地点をどこに増やすか。長期戦になりそうなので、24時間給水はやめた。朝8時から夜8時までの給水とした。応援給水車の到着と各団体からの応援給水派遣の連絡が入るので24時間その対応で休む暇がなかった。翌日の給水車の配車と添乗員の割り当てで、毎日深夜になった。朝のミーティングに配車表を配って説明し、ボランティアへの作業説明等給水班の出発前は戦場のようであった。

給水車には、毎日、その日の給水状況の報告書を提出してもらって、それを元にして翌日の給水拠点と配車を決めた。市民への給水量については、その報告書から算出した。

応援給水には、延べ3,300団体、10,344名の人員と給水車両数は延べ5,736台でその給水総量は50,183㎥に及んだ。各団体の応援給水のおかげで3月7日までの50日間で給水活動に終止符を打つことができました。大変感謝いたしております。

最後に、全市的な被害では、宿泊場所、食糧もまともに手配できない場合もあるので、支援に行く側もそれなりの準備と覚悟をすること、また深夜に到着したりして、被災市には、負担をかけないようにしたい。

9 節 義援金の受け入れ・支給・貸付

1. 義援金の受け入れ

震災被災者に対する義援金の公正かつ適正な配分を目的として、1月25日「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が設置され、本市もその窓口として義援金を受け入れた。

1月19日から会計室を窓口として義援金の受入事務を開始するとともに、秘書課、各支所その他出先機関でも受け入れを行った。市での義援金の受け入れは、平成9年6月11日付けで終了し、以降は県募集委員会で引き続き受け入れることとなった。

義援金受入状況

区分	銀行振込分	郵便振込分	市へ持参分	現金書留分	合計
件数(件)	773	34,805	1,236	1,854	38,668
金額(円)	629,912,799	405,778,293	617,598,763	29,149,233	1,682,439,088

「義援金の受け入れ」

会計室長(当時会計課長) 猪熊 兼春

義援金の募集が実質的に動き始めたのは、1月19日だったが、それまでに日赤兵庫県支部の事務局長が、西宮支部を訪れる傍ら会計室に立ち寄り、義援金は、日赤で集約する旨の話があった。しかし、募集委員会発足までに時間がかかり、各市とも独自対応で進んでいた。このため、持参されたもの、郵送・振込みのあったもの、全てを市の「義援金」として処理し、配分計画まで立てていた市、また、寄付者の意向を尊重し一般の「義援金」と市の復興に役立ててほしいという「見舞金」とに分けて管理した市と、様々な方法で受入れる態勢が出来ていた。

西宮市は、広域的災害との位置付けから、県・日赤から何らかの施策・情報があると確信し、それを待った。1月25日「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が設置されると、この趣旨に従うこととなるが、それまでの時間の経過は、数週間に及ぶほど長かったと記憶している。

義援金の募集に当たっては、その用途の指定について、様々な申し入れがあった。普通は「震災に遭われた方々のために役立ててください。」「家が潰れた方々のために使ってください。」と言って寄附下さるのだが、特に変わったものでは、「捨てられたベットの餌代にしてください。」

「被災地は寒いらしい。カイロでも買って上げて。」「忙しいボランティアのうどん代に。」とユニークなものもあった。これらは、みんな夫々の思い入れがあって寄附されるのであろう。その殆どを「兵庫県南部地震災害義援金」としたが、「義援金」として一つに括ってしまうことに抵抗があった。

また、動機については、「友達からお見舞いとしてもらったが、幸い無事だったので寄附します。」とか「店に募金箱を置いていたら貯まりました。」と居酒屋の店主、「庭に埋めていたへそくりを寄附します。」と、泥だらけの硬貨を持参された植木屋さん等々、動機は様々なものがあったが、すべて頭の下がる思いがした。

義援金は、奥尻や雲仙では、被災者の生活再建に大きな役割を果たしてきた。阪神・淡路大震災の額は奥尻などの7倍にも上ると言われている。しかし、被災者が多く、見舞金ほどの役割しか果たしていない。被災者対策の中で、義援金をどう位置付けるか。こうした検討も国・県レベルで求められているが、今回の震災を体験し、今後、様々な形で災害が発生するであろう中で、義援金が、被災者に意義ある形で果たされるシステムの構築が今後の課題であると考えている。

2. 義援金等の支給・貸付

今回の震災による被災者、福祉施設などに対して震災直後より国内外から多額の義援金が寄せられた。この義援金については、「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」で統一的な基準を設けて3次に分けて配分されることになった。本市では、それを交付時期に従い、平成7年2月12日から第1次義援金の支給を実施して以来、5次にわたり支給を行った。

第1次義援金(死亡者・行方不明者見舞金、住家損壊見舞金)、第2次義援金(重傷者見舞金、要援護家庭激励金、被災児童・生徒教育助成金)は、平成8年6月30日で、市の受付は終了した。(住家損壊見舞金、重傷者見舞金は、県制度の災害援護金と同時支給)

及び、平成8年7月1日より募集委員会受付となっていた第1次、第2次義援金のいずれも、平成11年3月31日で受付を終了した。

そのほか、兵庫県規則「災害援護金等の支給に関する規則」に基づく県災害援護金等の支給、「西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害弔慰金等の支給等を行った。

また、厚生省社会・援護局長通知などに基づく生活福祉資金の貸付を行った。

詳細は次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

	名 称	内 容	金 額	実施期間	件数	支給額
義援金						
1 次	死亡者・行方不明者見舞金	震災による死亡者・行方不明者の遺族など	10万円	H7.2.12～H8.6.30*1	1,021	102,050
	住家損壊見舞金	震災により住家が全半壊（全半焼）した世帯	10万円	H7.2.12～H8.6.30*1	60,224	6,022,387
2 次	重傷者見舞金	震災により1ヵ月以上の治療を要した人	5万円	H7.5.25～H8.6.30*1	1,643	82,150
	要援護家庭激励金	震災により住家が全半壊（全半焼）した世帯又は人で <ul style="list-style-type: none"> ・震災当日に80歳以上の一人暮らし高齢者 ・震災当日に在宅老人介護手当の受給者がいた世帯 ・母子世帯（児童は昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた人） ・父子世帯（児童は昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた人） ・両親のいない児童（児童は昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた人） ・震災当日に1・2級の身体障害者手帳の交付を受けていた人、震災により1・2級の身体障害者手帳の交付を受けることとなった人、災害障害者見舞金を交付された人 ・震災当日にA判定の療育手帳の交付を受けていた人 ・震災当日に1級の特別障害者証明書などの交付を受けていた人 ・生活保護法により震災当日又は以降6か月以内に保護認証を受けた世帯 ・震災当日に特定疾患患者であった人 ・震災当日に特級～2級の公害認定患者であった人 ・震災当日に認定書などの交付を受けていた原爆被爆者 	30万円	H7.5.25～H8.6.30*1	5,521	1,656,300
	被災児童・生徒教育助成金	震災により住家が全半壊（全半焼）の被災を受けた児童及び生徒のいる世帯 [新入生助成] 幼稚園・保育園児 ①平成7年1月18日～3月31日中の新入園児童	新入生助成 保育園1万円 幼稚園1万円 小学生2万円 中・高校生 5万円	H7.6.26～H8.6.30*1	6,349	180,070

	名 称	内 容	金 額	実施期間	件数	支給額
2次		②平成7年度中の新入園児童 小中高生 平成7年度に第1学年に 新入園学した児童・生徒 [高校生教科書助成] 高校生 平成7年4月2日現在18歳未満で、 授業料減免を受けた高校在学の生徒	教科書助成 高校生 2万円			
	3次	住宅助成金 (持ち家修繕・ 民間賃貸住 宅入居・住宅 再建)	震災により住家が全半壊(全半焼)の被災を受けた世帯で ○持ち家の修繕に200万円以上の経費を要した世帯 ○被災後、新たに民間賃貸住宅に3か月以上入居した世帯 ○建て替え又は購入に200万円以上の経費を要した世帯 [所得制限有り。重複助成は不可]	30万円	H7.8.10~H11.3.31 H8.4.1~H11.3.31	27,662
4・5次		被災児童(遺児・孤児)特別教育資金	震災により両親または父母のいずれかを失った児童・生徒のいる世帯(生れ月により分割支給)	100万円	H7.11.10~H11.3.31	106
	4・5次	生活支援金	震災により住家が全半壊(全半焼)した世帯[所得制限あり]	10万円	H8.9.11~H11.3.31	48,797
(追加支給分)			5万円	H9.5.25~H11.3.31	48,597	2,429,850
被災者等 支援金等	災害援護金	住家の全壊・全焼 1世帯につき	10万円	H7.2.12~H9.9.30	33,161	3,316,060
		住家の半壊・半焼 1世帯につき	5万円	H7.2.12~H9.9.30	27,051	1,352,550
		重傷の被災者 1人につき	1万円	H7.5.25~H9.9.30	1,655	16,550
	死亡見舞金	死亡した県民等 1人につき	10万円	H7.2.12~H9.9.30	15	1,500
災害者等 支援金等	災害弔慰金	死亡者が生計を維持していた者	500万円	H7.2.26~*2	213	1,065,000
		上記以外の者	250万円	H7.2.26~*2	823	2,057,500
	災害障害見舞金	震災により重度の障害となった者が生計を維持していた場合	250万円	H7.5.25~*2	3	7,500
		上記以外の場合	125万円	H7.5.25~*2	7	8,750
災害援護資金貸付金	期間10年 (内据置期間 5年) 利率年3% (据置期間中無利子)	貸付限度額 150~ 350万円	H7.3.20~H7.5.1	6,970	16,079,370	
			H7.10.1~H7.10.31	1,964	4,275,690	
生活福祉資金	生活福祉資金特別貸付金(小口資金貸付)	期間 5年以内 (償還期間3年以内、据置期間2年以内) 利率年3% (据置期間中無利子)	限度額 10万円 (特別20万円)	H7.1.31~H7.2.15	5,866	835,050
	生活福祉資金貸付金(災害援護資金貸付)	期間 8年以内 (償還期間5年以内、据置期間3年以内) 利率年3% (据置期間中無利子)	限度額 150万円	H7.5.16~H7.7.31	73	74,830
				H7.10.1~H7.10.31	0	0
生活福祉資金貸付金(転宅費特例貸付)	期間6年以内 (償還期間5年以内、据置期間1年以内) 利率年3%(基金より利子補給あり。実質無利子)	限度額 50万円	H8.8.1~H11.3.31	563	261,320	

(注) *1については、平成8年7月1日から兵庫県南部地震災害義援金募集委員会で対応

*2については、平成10年度で該当者全員支給完了

3. 阪神・淡路大震災復興基金による支給・貸付

義援金は総計1,791億9,800万円（平成12年3月末日現在）もの多額であったが、それ以上に被災者が多かったため、雲仙岳噴火災害、北海道南西沖地震災害の場合に比べ、被災世帯個々への配分額が少額となり、被災者が自立再建するには困難な状況であった。そこで新たな公的支援措置が必要であるとの意見もあり、市、市議会は国に対し公的支援を求め、再三陳情を行った。一方、被災者に対する公的補償の法制化を求める市民運動も展開され市民法案も提出された。

平成7年10月に、兵庫県は住宅再建を目的とした地震災害共済制度を提唱し、さらに平成9年4月には、兵庫県、被災10市10町から独自の総合的国民安心システムという公的支援案が提唱され、同年7月には、全国知事会がこれに沿った基金構想案を決議した。

このような状況の中、全国知事会を基本とした案と市民法案とが議論の対象となったが、全国知事会の案を軸とし、都道府県が拠出する基金制度を創設し、基金の運用益で、自然災害による被災者に対する最高100万円の生活再建支援金として現金を支給する初の法律として、平成10年5月「被災者生活再建支援法」が成立した。

しかし、この法律は阪神・淡路大震災には遡及適用されなかったため、付帯決議で法律と同程度の措置が求められた。これを受け、阪神・淡路大震災復興基金事業の一環として平成9年4月実施の「生活再建支援金」と同年12月実施の「中高年自立支援金」は、「被災者自立支援金」に統合・拡充され、同基金により、法律と同程度、一部は法以上の支援が実現した。（平成10年7月21日申請受付開始、申請期限平成12年4月28日。但し、申請期限内に申請できなかった事由がある世帯について、申請延長措置がとられた。）

この法律の制定は、本市が県・被災10市10町と共同歩調をとりながら、共同であるいは独自に国に対し公的支援策について働きかけてきた成果である。

阪神・淡路大震災復興基金事業として、本市が申請を受け付け、支給を行ったものは次のとおりである。なお、兵庫県生活復興資金の貸付については、本市は事前確認書の発行を行った。

(単位：件、千円)

名 称	内 容	金 額	受付期間	件 数	支給額
生活再建支援金	期間 2～5年 年2回(8月、2月)支給	15～20千円/月 別途交流経費加算	H9.4.25～H10.8.31	7,643	2,746,200
中高年自立支援金	期間 2年 年2回(8月、2月)支給	15～20千円/月	H9.12.1～H10.8.31	6,600	1,653,490
被災者自立支援金	期間 2年1月～5年 一括または年2回(8月、2月) 支給	15～20千円/月 別途交流経費加算	H10.7.21～H12.4.28 (H12.4.28以降の申請延長措置あり)	9,536	17,795,445

10節 被害調査と証明書の発行

1. 被害調査

住家の被害調査は、震災直後の平成7年1月23日から2月6日まで、各小学校区ごとに全市一斉の個別調査を行い被害認定をし初期調査を終えた。死亡者調査は震災当日から、死亡者情報及び市民課の死亡届けにより把握した。負傷程度調査は義援金支給、貸付事務の中で診断書等により把握した。

この調査結果を震災後に構築した「被災者証明書発行システム」に入力し、被災者台帳データベースを作成した。(このシステムは、被害状況、被災世帯構成状況を始め、義援金の支給、被災者証明書発行状況などの災害情報を一元管理するもので、その後の各種施策実施に際しても活用されるなど、他市にない画期的なものであった。)

しかし、判定内容が被災者の意識と食い違うなどのため、被災者に不満が噴出し再調査の申し出が殺到した。平成7年2月18日及び19日に管理職を中心として再調査を実施したが、それ以降も調査申し出が続いたため、平成7年3月3日から全庁的に再調査を展開した。

一方、マンションなど共同住宅については、各住戸の結果が建物全体の判定に及んでいたなど認定に不統一、混乱が生じたものがあったので、一般戸建住宅の再調査の申し出とは別に、平成7年2月下旬から、京都支援センターの協力によりボランティアの1級建築士の応援を得て、別途調査を行った。

こうした調査の展開により、判定確定の目途が見えてきたことから、災害対策本部は再調査(建物被害及び被災者確定)の受付期限を平成7年4月21日と決定、発表し、この期限内受付分の調査も、平成8年3月末に完了した。

また、公営住宅等、被害認定が困難な建物の判定については、「西宮市家屋被害状況判定審査委員会」を設置し、審議の上、判定を行った。

これらと並行して、マンションなど共同住宅を対象に、全国から派遣された建築関係職員の応援を得て応急危険度判定調査を実施した。さらにその後、被災者の要望を受け、建築士協会の協力で戸建住宅の応急危険度判定調査も実施された。このほか、損害保険会社の調査も行われていた。しかし、これらの調査は、各々の調査目的や結果が異なる場合もあって、後に混乱を生じさせることになった。

全壊・半壊の判定は、国の災害被害統一基準に基づき実施したが、外観目視によらざるを得ないため、あいまいな点も多かったことは否定できない。

このような反省も踏まえ、国の内閣府検討委員会において、人が住める状態かどうかを重視して全壊・半壊を判定する新たな認定基準への見直し作業が進められている。

2. 証明書の発行

地域防災計画に基づき、被害の状況等の証明書(被災者証明書・被災証明書)の発行を平成7年2月13日から行った。被災者証明書は、当初2カ月間は1日平均3,200件を超える証明申請があり、平成7年度末で11万世帯、17万件、28万枚を超える状況であった。平成7年度末(平成8年3月29日)で証明書の発行を原則として終了したが、平成8年度に入ってから震災関連施策の創設充実に伴う発行依頼があったため、一定の条件の下、発行を継続した。

(単位：件)

区分	H 6～7	H 8	H 9	H 10	H 11	計
被災者証明書	176,188	3,615	4,390	2,715	1,724	188,632
被災証明書	26,051	325	106	115	79	26,676
計	202,239	3,940	4,496	2,830	1,803	215,308

注. 被災者証明書：被災市民など個人を対象として、被災世帯ごとに、被災者の居住する住家の被災状況を示す証明書

被災証明書：事業所・家主用証明。店舗・事務所等事業所または所有建物の被災状況を示す証明書(融資用の「り災証明書」を含む)

「阪神・淡路大震災の被害調査・判定及び義援金支給事務に従事して」

1. 被害調査

本市は、1月23日から全市悉皆調査を行い、2月12日より第1次義援金（住家損壊見舞金など）の支給を、13日からは証明書の発行を始めた。以降、義援金、証明書発行を求める再調査依頼が殺到。処理・整理は困難を極め、全庁対応となった。私は以前建築にいた関係もあり、どのように調査、認定するのか関心を持った。従事者に調査基準等を聞く。基準は不十分だが、判断できないことはない。この通りしているかと聞くと、「義援金支給のためだから、状況により被害認定を変えていい」とのこと。「それは、おかしい。きちんとすべきだ。現に税申告の資料になっている。市財政に大きく影響する大事なものだ。」と言う。割り切れぬ気持ち。数日後、私も調査に従事することとなった。

私は、現場では、先ず、家の付近の道路の壊れ具合、家の周囲を観察し、土地と対象建物の揺れの状態を把握。その後、家屋内に入り、家の人の意見を聞く。土地の揺れと建物の形、柱の位置などから、被害の起こりそうな部分を調べる。床の傾きにはゴルフボールなど転がるものを借りたり、柱の傾きには針と糸と錘になるものを借り即席の下げ振りを作ることも。壊れそうな建物に入ったり、床下にもぐったり、天井裏に上がったり。でも外観目視なのだ。

不満の多くは、前に来た人はさっと見てすっと帰った、判定結果が説明の時と違ってた、他家の判定との比較、調査結果の整理の遅れに伴うものだった。被害調査には構造上重要な部分の被害を重視するなど調査の観点を説明。説明はきついくらい厳格に行った。しかし、現実の報告は、多くの方が既に判定している程度に合わせた。だから、不満、不信が残ることは少なかったと思う。また、調査報告書も、できるだけメモを記載したので、調査結果を聞きに来た依頼者に説明しやすかったと聞いた。

一方、職員の説明が不十分で被災者の不満につながった例もあった。調査にしる説明にしる、最初からきちんと対応して欲しいものだ。

「主人は地震後腑抜け、今世話になっている息子にはこんな愚痴言えない、今はじめてできた、ありがとう。」など、調査中に雑談。時間はかかるが、これなどは心のケアなんだと思った。

こうして処理した被災台帳内容は、被害の再調査及び被災者登載の申し出に期限を設けた関係から、基本的には正しいと位置づけ、いかなる理由があろうと変更等の要求、申出には応じないと毅然と臨んだ。一方、二重登載等により登載内容がおかしいものについての是正を行い、ほぼ確定させた。

2. 義援金の支給

3月初旬のある日、出勤すると、突然、義援金会場に

国保収納担当課長（当時災害援護担当課長）宮地 紀夫 応援に行くよう指示があり、レクチャーなしで従事。義援金に携わる始まりだった。受付のやり方は、隣の人に教えてもらいながらのよちよち状態でスタート。何回か従事するうちに、要領も分かり、適宜こなしていく。そのうち、福祉の職員がいる時でも、周りや他市の応援職員が私に相談を求める事が生じた。はじめは、私も、同じ応援職員だよと思ったものだ。当然、責任ある福祉の職員できちんと対応される方もおられたが、要は、きちんとした指示、説明が必要だったということだろう。

第1次義援金の支給が始まった頃、私は、慰霊祭の準備事務に従事していたので、一番大変だったピーク時を実際は知らない。当初、本庁など8会場で支給が行われた。本庁では、義援金をもらえらると思った市民が殺到。何時間も並び、ようやく受付になり、請求すると一部破損や名前が無いとかで支給できないと応答をされ、不満と混乱の渦。当初の被害実態、被災者の意識と認定とのずれ等によるもの。

7月10日、福祉局に正式組織として、災害援護管理室が発足し、それまでの第1次・第2次義援金、災害死亡弔慰金、災害援護資金の貸付金等の残務事務を引継いだ。また、住宅助成義援金や、「生活支援金」という名の義援金とその追加の支給等に従事し、義援金支給の最後まで携わることとなった。

義援金等の協議の場では、市民感情、法的・財政面など、総合的見地での発言を積極的に行ったが、その後、県、各市からよく意見を聞かれたり相談を受けるなど、県、神戸市をはじめ他市との連携が強まった。全半壊に該当したというだけで各種支援の対象となっていることへの市民の不満が強かった。そこで、税を使って義援金等の支給事務をするのは、被害があっても支援されない納税者の内心から見て問題、その上、減税、復興施策で財政は逼迫している、義援金は義援金の中から、その他はそれぞれの中で事務費を考えるべきと機会あるたびに主張し、その後必要性を認めてもらえてありがたかった。

義援金等新たな支援策がマスコミ報道や市広報で発表されると、早速電話が鳴り響き、窓口市民が殺到。怒鳴る人、お酒を飲んでくる人、薬物中毒者（？）も。被災者として認めて欲しい、被害認定の変更や再調査依頼の申し出、請求できない方が請求できないことへの不満を訴える事例、金をいつくれるのか、くれないのはおかしい、事業に使ってるのだから、給料に使ってるのと違うか等と枚挙に暇がない。この傾向は、その後の、被災者自立支援金の支給においても同じであった。腹の立つのもあったが、がまん。とにかく、粘り強く、しかも丁寧に対応。その中で、一番長い対応は、4時間半くらいかな（その後、電話対応で6時間余り、応対で7時間余りがあった）。中には、制度の狭間の人など断るのが気の毒な方もおられた。そんな時はつらい。対応していて、

思わず涙が出たことが何度あったか。全壊、半壊の認定だけで、その被害額、被害内容に関係なく、あらゆる施策の対象になる人とそうでない人、差がありすぎる。公平とは何か。難しい。

3. 感想・教訓・意見

従事して感じたことのいくつかを挙げておく。

- ① 調査の目的（災害救助法適用、義援金・その他支援対象のため等）・位置付け（初期調査、再調査や危険度判定の関係等）が不明確だった。
- ② 建物の密度規模が段違いの大都市圏での震災の被害判定は専門家でも困難。物理的技術的に素人の職員の評価（工事費による被害認定も。）ゆえ、正確な判定は過大要求。調査者の資質、対応能力に差があった。一工夫は評点方式調査とすべきか。
- ③ 違反建築や建物の日常の維持管理を怠っているもので、被害の大きいものが見られた。
- ④ 全・半壊は被害の一側面。これにこだわったことや

奥尻・普賢岳のような過疎地での災害と同視点で行った支援策は不適切。又、各種施策や各機関が市の全半壊判定で全てを律したことも問題。

⑤ このたびの義援金は、まず精神的ショックに対するお見舞いとして被害認定に関係なく人頭割で支給し、その後も、慰問内容とすべきだった。

⑥ 自然災害の被災者の復旧・復興支援は、自立・自助が基本。住家の所有に関係なく支援を行ったが、財産的被害は少なくとも支援は大きいなど慰問的支援や行政依存傾向を生じさせた。又、自立者への支援が次善になり不満を招いた。被害と行政支援のあり方は如何にあるべきかの検証が必要。

⑦ あの混乱期に構築した電子計算機処理の被災台帳システムは画期的であった。等など。

今、あのような災害が起こったら、教訓は生きるだろうか。最後に多くの職員、応援者の協力に感謝。

11節 環境衛生

1. ごみ処理

(1) ごみ収集

震災が発生した1月17日及び18日は、ごみの収集業務を中断し被災者の遺体収容作業に従事した。

地震発生から2日後の1月19日よりごみ収集を再開したが、衛生上の観点から、当面生ごみを含む可燃ごみの収集を行った。その後、不燃ごみの収集も再開したが、通常の5倍を超える発生量に加えて、粗大ごみも多量に排出されて収集は困難を極めた。

収集がはかどらなかつたのは、ごみ量もさることながら道路の陥没や倒壊家屋等による不通箇所などで交通渋滞がひどく、ごみの搬送効率が極度に低下したためであった。このような状況の中で、全国の自治体から支援の動きが活発となり、1月24日から3月1日までの間、43市12町1村9団体から延べ1,188台の収集車と3,400人の応援を得た。

また、夜間収集や日曜日収集を実施するなど、収集の遅れたごみ処理の解消に努めた結果、2月下旬にはほぼ従来の分別収集を行えるようになった。

(2) ごみ処分

施設及びプラント等が損傷した東部総合処理センターは1月20日に、地盤沈下等の被害を受けた西部工場は1月26日に全炉運転を再開した。また、ごみ発生量が焼却能力を超えたため、大阪市、三田市に焼却処理の応援を求めるとともに、1月26日から2月15日までは甲子園浜に仮置きし、可燃・不燃の選別の後、処理を行いながら5月25日にはすべて完了した。

2. し尿収集

震災発生後2日間は被災者の遺体収容作業に従事し、1月19日から避難所等へ仮設トイレの確保に努め、順次設置していった。

仮設トイレは、上下水道の被災により、各戸のトイレが使用できないことなどにより、市内194カ所の避難所以外にも設置した結果、延322カ所に延1,036台となった。

震災直後から中断していた一般のし尿収集は1月23日から再開した。

12節 倒壊家屋等の解体・除去

震災により倒壊した家屋等の解体・除去については、今回の震災の広域性、被害の甚大性から被災地の早期復興に資するため、市が事業主体の国庫補助事業とする政府方針に基づき、平成7年1月30日より市民からの解体申込みの受付を開始した。

解体事業は、市が業者に委託し解体させるもの（市解体）と、所有者が業者を選定して解体施工し、市がその費用を支払うもの（個人解体）の方式により実施した。

また、解体により発生した災害廃棄物のうち、廃木材については、当初、野焼き処理が行われたが、周辺環境への配慮などから平成7年4月末に中止し、その後は、市のごみ焼却施設や他市の協力などによって焼却処分するとともに、良質木材は、合板などの原材料としてリサイクルした。このほか、金属類、土砂、コンクリート類は再利用、混合廃棄物は埋立等によって処分した。

解体処理状況

年度	解体状況（棟）			処理状況（t）	
	木造	鉄筋造	鉄骨造	可燃	不燃
H6	8,717	43	104	44,000	0
7	7,779	132	221	106,463	694,589
8	263	7	9	144,926	1,087,065
9	34	2	1	1,484	10,753
合計	16,793	184	335	296,873	1,792,407
	17,312			2,089,280	

（単位：千円）

年度	事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
H6	2,430,752	1,215,376	1,215,300	0	76
7	27,824,208	13,833,398	13,833,300	15,431	142,079
8	10,786,281	5,355,250	5,355,200	22,319	53,512
9	310,903	153,500	153,500	0	3,903
計	41,352,144	20,557,524	20,557,300	37,750	199,570

「倒壊家屋／甲子園浜仮置場について」

震災直後から2年間、倒壊家屋からの廃材を処分する業務に携わった。倒壊家屋は約1万7千余棟。廃棄物の総量は209万トン。この量は、西宮市で発生する通常のごみ量の11年分を超える量である。しかし、特別の事情で解体が遅れたものを除いて、その全量を2年間で処理し終えることができた。このように処理が短期間に完了したことについては、一つだけの理由というわけではないが、甲子園浜仮置場の果たした役割が大きい。

震災廃棄物の仮置場というのは、単に廃棄物を一時的に置いておくところではない。そこでは、廃棄物を受け入れた後、分別、破碎、選別、焼却などを行った後、最終処分先へ搬出するという、一連の処理を行う場所である。そのため、仮置場の要件の第1は「十分な広さ」である。仮置場が狭いため、仮置場のための仮置場がある、ということでは困るのである。

甲子園浜仮置場は、始めから仮置場として確保されていたものではなく、地震直後、市の下水処理場の拡張用地13haと、甲子園浜浄化センター敷地の一部5ha、あわせて18haを緊急に廃棄物の仮置場にあてたのである。少し後で、兵庫県から隣接の埠頭用地9haの使用が許

環境施設部長（当時倒壊家屋等担当課長）足立 義弘可されたので、合計27ha（甲子園球場の約7倍）が今回の仮置場となった。このように広大な仮置場でも、最初の6カ月間に廃棄物量全体の80%が集中的に搬入されたため、廃棄物は南北400m、東西250m、高さ20mの山になり、仮置場の貯留能力に不安を感じた時期もあった。しかし、平成7年の秋頃から、廃棄物の処理と搬出が軌道に乗り始め、平成8年に入ってからは、仮置量がどんどん減っていった。

広さのほかに、甲子園浜の大きな特長は、場内に埠頭があり、震災後も部分的に使用できた点である。船舶による輸送は、道路事情が悪い当時において大量輸送が可能で、沿道への迷惑も軽減できるため、最終処分先の事情が許す限り船舶で搬出することにした。その結果、土砂、コンクリート、木材、金属、混合廃棄物など全搬出量の75%が船舶による運搬となった。海上輸送によって処分は加速され、平成9年1月30日、震災から2年で仮置廃棄物207万5千トンの全量搬出が完了して、甲子園浜仮置場が閉鎖された。（これ以降に解体されたものは少数で、解体現場から最終処分先へ直接搬出した。）

甲子園浜仮置場の問題点としては、湾岸道路とその側

道が被災したため、搬入路が1本となり、大渋滞で搬入車両、沿道住民に迷惑をかけたことや、積み上げた廃棄物の重さに対する地盤強度について、内陸部以上の不安があったことなどがある。しかし、甲子園浜仮置場は、仮置場として最も大切な条件である、広さと埠頭という搬出機能を兼ね備えた稀有な仮置場であった。

震災復興にあたって、倒壊家屋の迅速な処理は最も大

切な第一歩である。そのため、今回、国の方針によって公費による家屋解体が実施され、西宮市においても急速な市街地の整理が実現した。しかし、それが実行できたことについては、「甲子園浜」という巨大な仮置場の存在があったことを忘れてはならない。もし、甲子園浜仮置場が無かったら、西宮市の復興は今よりずっと遅れていたに違いないからである。

.....

13節 応急仮設住宅と入居者の推移

1. 応急仮設住宅の建設

災害救助法に基づく応急仮設住宅は市内の公園、学校教育施設、社会教育施設、公有地、民有地など105カ所に4,901戸建設された。さらに市外にも、西宮市民向けとして大阪市、八尾市、川西市などに計623戸が建設された。

なお、この応急仮設住宅には、身体的、精神的に援助が必要な高齢者や障害者に入居してもらい、適切な福祉サービスを提供する地域型応急仮設住宅194戸も含まれている。

応急仮設住宅設置一覧

	市 内		市 外	
	公 園	51カ所	2,551戸	川 西 市
学 校 教 育 施 設	6	285	宝 塚 市	20
社 会 教 育 施 設	2	143	加 古 川 市	15
市 有 地	24	552	大 阪 市	256
国 ・ 公 有 地	14	1,128	八 尾 市	83
民 有 地	8	242	そ の 他	52
計	105	4,901	計	623

2. 応急仮設住宅入居者の推移

応急仮設住宅は平成7年7月に全てが完成し、入居手続きが完了したのは同年8月であった。

入居者の推移を見ると、平成7年10月の市内4,895戸99.9%、市外545戸87.5%をピークとして、平成11年3月末には市内9.1%、市外0.5%まで減少し、同年12月27日をもって入居者は全て退去移転した。

なお、地域型応急仮設住宅は平成10年7月10日に全ての入居者が退去移転している。

応急仮設住宅入居者の推移

年月日	市内仮設住宅	入居率	市外仮設住宅	入居率
H 8.3.31	4,809戸	98.1%	395戸	63.4%
H 9.3.31	4,068	83.0	336	53.9
H10.3.31	2,896	59.1	118	18.9
H11.3.31	448	9.1	3	0.5

平成8年5月31日現在の市内応急仮設住宅入居者の世帯構成をみると、単身世帯が40%、2人世帯が32.7%で合わせて72.7%の多数を占めている。

また、年齢構成をみると世帯主が60才以上の世帯は49.5%に達している。

応急仮設住宅入居者・世帯別・年齢別表

(単位：世帯)

世帯人数	1人	2人	3人	4人 以上	計
世帯主年齢					
～59才	643	618	487	457	2,205
60～69才	445	444	144	43	1,076
70～79才	474	298	53	20	845
80才以上	207	115	24	9	355
回答無し	72	31	6	10	119
計	1,841	1,506	714	539	4,600

(平成8年5月31日現在)

3. 生活環境の整備

応急仮設住宅への入居が進み、生活に慣れるに従い、住環境についての苦情が寄せられるようになったため、全戸を巡回して苦情の聴取に努めた。こうした苦情に対応して、エアコンの設置、雨漏りの補修、すき間風の防止、基礎杭の点検・補修、通路の舗装、庇の設置などの工事や、殺虫剤の散布、消火器の配布、除草、植木剪定などの生活環境整備を行った。

4. ふれあいセンターの設置

応急仮設住宅入居者の交流と、高齢入居者の自立支援及びコミュニティー活動の場を提供するため、平成7年8月から、ふれあいセンターが建設戸数50戸以上の応急仮設住宅団地に設置された。最終的には12カ所設置され、平成11年6月に最後の瓦林ふれあいセンターが閉所するまで、社会福祉協議会や地域団体、仮設住宅入居者が管理運営し入居者のコミュニティー活動等に役立った。

5. 応急仮設住宅の解消

応急仮設住宅が設置されていた公園、運動施設などは本来の機能が果たせない状況が続き、一日も早く応急仮設住宅を撤去し、公園等に原状復旧することが求められていた。

平成9年3月に上甲東2丁目地域型応急仮設住宅24戸を、平成9年度には、愛宕山応急仮設住宅、中浜町応急仮設住宅の2カ所19戸を、平成10年度には、津門大塚町応急仮設住宅など53カ所1,122戸を、平成11年度には、芦原町応急仮設住宅など59カ所3,736戸を解体撤去し、応急仮設住宅の撤去は完了した。

原状復旧も夫々の応急仮設住宅の解体撤去に引き続き着工し、平成8年度1カ所、平成9年度2カ所、平成10年度52カ所、平成11年度53カ所が竣工し、平成12年度には、鳴尾浜臨海公園のテニスコート・駐車場・通路、中央運動公園の野球場及び陸上競技場、厚生年金スポーツセンターのテニスコート・通路の原状復旧を行い、8月末には応急仮設住宅に関する全ての事業が完了した。

「震災を振り返って」

「ガタガタガタ、バリバリバリ、ベキベキー」という音。震災による被災者の苦労は、ここから始まった。

私が仮設住宅担当課長の任に就いたのは平成7年4月1日であった。平成11年末には仮設住宅入居者がゼロとなり、平成12年3月末までには仮設住宅の解体・撤去は終了し、原状復旧も平成12年8月末には完了、最後まで残っていた厚生年金スポーツセンターの供用開始も平成12年10月には実施されることとなった。これで仮設住宅建設用地は、すべて震災前の状況に戻ったこととなり、5年9カ月で全て終了したことになる。

震災時の状況を考えれば、思いのほか速く復旧できたと考えている。

そこで、仮設住宅の建設・入居から仮設住宅の解消までを、4期に分けて振り返ってみたいと思う。

第1期「仮設住宅への入居」の時期

震災後、ただちに仮設住宅建設に取り組むと同時に、仮設住宅への入居募集に取り組み、最終的には、平成7年7月までに4,901戸を建設し、4次にわたって入居募集を行った。

しかしながら、避難所が完全に解消したのは、平成7

文化財課長（当時仮設住宅担当課長）石原 一夫
年9月末にまでずれ込むこととなってしまった。その大きな理由は、①被災者にとっては、被災地に近い仮設住宅に入居したいという希望が強いこと、②もっと待てば、新たに仮設住宅が建設され、希望がかなえられるのではないかとの期待感があったものと推測される。

また、避難所には入っていないが、住居が全壊となった人達からは、仮設住宅入居者募集時の避難所優先策や弱者優先策に対する不満も耳にした。

このようなことから、後に誕生した被災者支援金などの施策を速く実施するなど、仮設住宅建設に偏らないよう別の選択肢も考える必要性があったのではないかと感じている。

第2期「仮設住宅住環境の整備と生活支援」の時期

仮設住宅への入居が進み、入居者が多くなってくると、仮設住宅の建付けや団地内の住環境に対する苦情が増加してきた。雨が降ると通路に水溜りができて歩けない、通路を舗装して欲しい、草が生えて蚊や虫が発生して困る、すきま風をなんとかして欲しい、庇を設置して欲しい、暑いのでエアコンを設置して欲しいなどが主な苦情、要望であった。

また、仮設住宅入居者には一人暮らしの人が多いため、「孤独死」の問題も発生した。このことについては、生活支援アドバイザーを設置するとともに、入居者や民生委員の協力を得て、最大限の措置がされたと考えている。

第3期「仮設住宅の解消」の時期

仮設住宅の解消に向けて、民間賃貸住宅家賃補助制度などの住宅支援策を活用して、退去が進んできたこともあるが、やはり、災害復興公営住宅や面的整備事業による住宅の建設が大きな要因であったと考えている。

本格的に仮設住宅の解消が進んできたのは、平成11年4月に入居が始まった甲子園口6丁目市営住宅への入居が完了してからである。

最も遅い入居（平成11年11月）となる面的整備事業による住宅入居決定者を除く被災者への住宅斡旋は困難を極め、担当者が足繁く仮設住宅を訪問し、説得にあたった。やはりここでも、被災者の元の居住地に戻りたいなどの、それぞれの並々ならぬ思いを痛感させられる結

果となった。

第4期「仮設住宅建設用地の原状復旧」の時期

仮設住宅の解体・撤去、原状復旧は、入居者がゼロになった団地から順次実施し、無理な仮設住宅団地の統廃合を見合わせたことから、混乱なく実施できた。

いずれにしても、国、県の財政支援を得、さらには、関係者の全面的な協力の下、予想以上に速く、原状復旧が出来たと思っている。

最後に

今回の震災を契機として、種々の被災者支援策が制度として確立されました。

今回の震災での仮設住宅にかかわる諸問題を考えますと、こういった支援策が当初から用意されておれば、仮設住宅建設戸数や公営住宅建設戸数も著しく変わっていたのではないかと思います。

しかし、それ以上に、今回のような大震災が二度と起きないことを祈っております。

.....